第153期

定時株主総会
招集ご通知

本年より、株主総会にご出席の株主の皆様へのご来場記念品の配布はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日本板硝子株式会社
証券コード：5202

NSG GROUP

開催日時

2019年６月27日（木曜日）
午前10時（開場予定時刻　午前９時）

開催場所

東京都港区港南二丁目15番４号
品川インターシティホール
（末尾記載のご案内図をご参照ください。）

決議事項

議　案　　取締役９名選任の件

書面及びインターネットによる議決権行使期限

2019年６月26日（水曜日）
午後５時45分まで



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/5202/

目　次

■ 第153期定時株主総会招集ご通知 1

■ インターネットによる議決権行使のご案内 3

■ 株主総会参考書類 5

議案及び参考事項

議　案　　取締役９名選任の件

[添付書類]

■ 事業報告

1. 当社グループの現況に関する事項 17

2. 株式に関する事項 31

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針 32

4. 新株予約権等に関する事項 33

5. 役員に関する事項 34

6. 会計監査人の状況 41

7. コーポレートガバナンスの状況 42

■ 連結計算書類 49

■ 計算書類 54

■ 監査報告書 57

証券コード　5202
2019年６月５日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目５番27号
日本板硝子株式会社
取締役　代表執行役社長兼CEO
森　　重　　樹

第153期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第153期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、２頁のご案内に従って2019年６月26日（水曜日）午後５時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１. 日　時	2019年６月27日（木曜日）午前10時
２. 場　所	東京都港区港南二丁目15番４号　品川インターシティホール （末尾記載のご案内図をご参照ください。）
３. 会議の目的事項	報告事項 ① 第153期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ② 第153期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 議　案　取締役９名選任の件

以　上

その他招集ご通知に関する事項

◎　株主総会参考書類並びに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、５頁から59頁までに記載のとおりです。ただし、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（http://www.nsg.co.jp/）に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査委員会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、書面による郵送又はインターネット上の当社ホームページ（http://www.nsg.co.jp/）への掲載により、お知らせいたします。

◎　本株主総会の議決権の行使結果は、臨時報告書により、インターネット上で、EDINET（http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）に掲載されるとともに、当社ホームページ（http://www.nsg.co.jp/）においても開示されます。これらをもって決議ご通知に代えさせていただきますので、ご了承ください。

議決権の行使についてのご案内



● **株主総会にご出席いただく場合**
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参の上、会場受付にご提出ください。



● **書面による議決権行使の場合**
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2019年６月26日（水曜日）午後５時45分まで**に到着するようご返送ください。



● **インターネットによる議決権行使の場合**
３頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、**2019年６月26日（水曜日）午後５時45分まで**にご行使ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

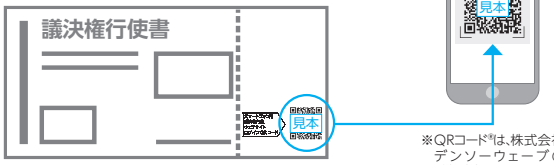
機関投資家の皆様におかれましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法によって議決権をご行使いただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

NEW 「スマート行使」による方法

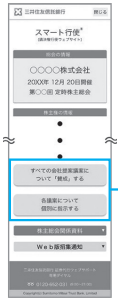
1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

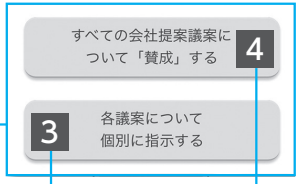


※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

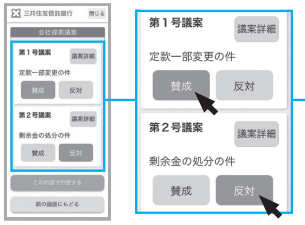
2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

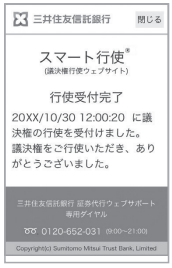


3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する

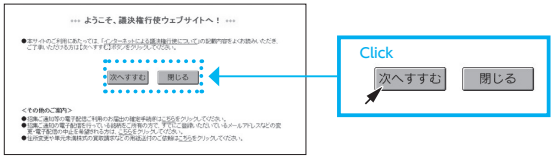


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

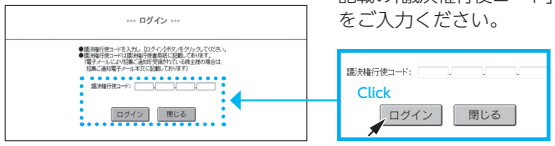
1 ウェブサイトへアクセス

https://www.web54.net

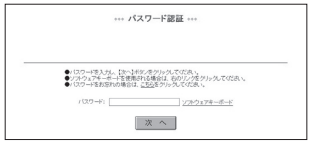


2 ログイン

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議決権行使のお取扱いについて

■書面とインターネットにより、二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって議決権を複数回ご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

■インターネットによる議決権の行使期限は、2019年６月26日（水曜日）午後５時45分までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。

パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

■パスワードは、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。

■パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

■議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

ご不明点に関するお問い合わせ先について

■議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル　0120（652）031（受付時間　9:00～21:00）

■その他の株式事務に関するご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

1．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。

2．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター　0120（782）031（受付時間　9:00～17:00　土日休日を除く。）

（ご参考）



「ネットで招集」のご案内

アクセスはこちら!! ▶ https://s.srdb.jp/5202/

バーコード読み取り機能付きのスマートフォン又は携帯電話をご利用の場合は、**右記のQRコード**を読み取ってアクセスいただくことも可能です。

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。議案内容を確認して議決権行使ができますので、ぜひご活用ください。

● 招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。インターネット環境があれば、外出先や移動中も閲覧可能です。

● 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

議決権行使ウェブサイトへもスムーズにアクセスいただけます。

議案及び参考事項

議　案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（８名）の任期が満了しますので、指名委員会の決定に基づき、取締役９名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。また、各取締役候補者に関する事項は、６頁から14頁に記載のとおりです。

候補者番号	氏　名		地　位　等	取締役の現在の担当				取締役会出席回数
1	Günter Zorn ギュンター・ツォーン	再任	社外 独立	取締役会議長	指名委員	監査委員	報酬委員	100% (11回/11回)
2	森（もり）　重樹（しげき）	再任	代表執行役社長兼CEO		指名委員		報酬委員	100% (11回/11回)
3	Clemens Miller クレメンス・ミラー	再任	代表執行役副社長兼COO					100% (11回/11回)
4	諸岡賢一（もろおかけんいち）	再任	代表執行役副社長兼CFO					100% (11回/11回)
5	山﨑敏邦（やまざきとしくに）	再任	社外 独立		指名委員	監査委員長	報酬委員	100% (11回/11回)
6	木本泰行（きもとやすゆき）	再任	社外 独立		指名委員	監査委員	報酬委員長	100% (11回/11回)
7	松﨑正年（まつざきまさとし）	再任	社外 独立		指名委員長	監査委員	報酬委員	100% (11回/11回)
8	竹井友二（たけいゆうじ）	再任	社外					100% (11回/11回)
9	Jörg Raupach Sumiya ヨーク・ラウパッハ・スミヤ	新任	社外 独立					―

（注）１．ギュンター・ツォーン、山﨑敏邦、木本泰行、松﨑正年、竹井友二及びヨーク・ラウパッハ・スミヤの各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当社は、ギュンター・ツォーン、山﨑敏邦、木本泰行、松﨑正年及びヨーク・ラウパッハ・スミヤの各氏を株式会社東京証券取引所（以下、「証券取引所」）に独立役員として届け出ています。また、当社は、証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社グループや当社役員、当社の主要株主との関係等をも加味した独自の独立性基準を設定しており、これら５名の社外取締役候補者は、当該独立性基準を満たしております。当該独立性基準の具体的内容については、15頁から16頁をご参照ください。

２．当社とギュンター・ツォーン、山﨑敏邦、木本泰行、松﨑正年及び竹井友二の各氏は、各氏がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の責任限定契約を締結しています。ヨーク・ラウパッハ・スミヤ氏の選任が承認された場合には、当社とヨーク・ラウパッハ・スミヤ氏は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の責任限定契約を締結する予定であります。



候補者番号 1

Günter Zorn ギュンター・ツォーン

再任 社外 独立

■当社における地位及び担当	取締役　取締役会議長、指名委員、監査委員、報酬委員
■生年月日	1953年３月23日生（満66歳）
■社外取締役在任期間について	５年（本総会終結時）
■取締役会への出席状況	100%（11回/11回）
■所有する当社の普通株式の数	5,891株
■重要な兼職の状況	Z-ANSHIN株式会社　代表取締役社長
■候補者と当社との特別の利害関係	該当事項なし

略歴

1978年11月	Polaroid Corporation入社
1985年 7 月	Linotype Aktiengesellschaft入社
1991年 6 月	ライノタイプヘル株式会社 代表取締役社長
1994年11月	同社代表取締役社長 Linotype社（1997年にHeidelberger Druckmaschinen AGが同社を買収） アジアパシフィック副社長
1998年 4 月	Heidelberg France S.A. 社長
2000年 4 月	Heidelberg社　アジアパシフィック最高経営責任者
2005年 7 月	ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社 代表取締役社長
2006年 4 月	同社代表取締役社長 DHL社　北太平洋統括エグゼクティブバイスプレジデント
2009年 4 月	Z-ANSHIN株式会社　代表取締役社長（現）
2014年 6 月	当社取締役（現）

社外取締役候補者の選任理由について

2014年６月より当社の社外取締役を務められています。国際的な大手企業の経営者及び日本法人の代表取締役社長を務められた経験を有されるとともに、ご自身で設立されたコンサルティング会社の経営者でもあります。そうした豊富な国際経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待され、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 2

森（もり） 重樹（しげき）

再任

■当社における地位及び担当	取締役　代表執行役社長兼CEO、指名委員、報酬委員
■生年月日	1958年７月22日生（満60歳）
■取締役会への出席状況	100%（11回/11回）
■所有する当社の普通株式の数	14,235株
■重要な兼職の状況	該当事項なし
■候補者と当社との特別の利害関係	該当事項なし

略歴

1981年 4 月　当社入社
2003年 4 月　当社硝子建材カンパニー企画室長
2005年 1 月　当社硝子建材カンパニー機能ガラス生産技術部長兼株式会社エヌ・エス・ジー関東（現日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社）代表取締役社長
2010年 7 月　当社建築ガラス事業部門 英国・南欧　製造・加工・販売部門長
2012年 5 月　当社上席執行役員　建築ガラス事業部門 アジア事業部日本統括部長
2012年 6 月　当社上席執行役員　高機能ガラス事業部門長
2015年 4 月　当社代表執行役社長兼CEO（現）
2015年 6 月　当社取締役（現）

取締役候補者の選任理由について

当社グループで人事、経営企画に携わった後、建築ガラス事業部門の子会社社長及び高機能ガラス事業部門長等の要職を歴任しました。また、2010年７月より２年間、建築ガラス事業部門 英国・南欧 製造・加工・販売部門長として英国に駐在した経験を有します。このような管理部門及び複数の事業部門にわたる豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2015年４月から、代表執行役社長兼CEO（最高経営責任者）として、当社グループの経営を担っています。また、2015年６月に取締役に就任しました。当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を活かして、引き続き、当社の取締役会の意思決定機能に資することが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 3

Clemens Miller クレメンス・ミラー

再任

■当社における地位及び担当	取締役　代表執行役副社長兼COO
■生年月日	1959年２月21日生（満60歳）
■取締役会への出席状況	100%（11回/11回）
■所有する当社の普通株式の数	5,900株
■重要な兼職の状況	該当事項なし
■候補者と当社との特別の利害関係	該当事項なし

略歴

1992年 7 月	Flachglas AG（現Pilkington Deutschland AG）入社
2002年12月	Pilkington Group ビルディングプロダクツ（以下“BP”）ヨーロッパ　ビジネスプランニング部長
	BP　ヨーロッパ　ファイアプロテクション マネージングディレクター
2005年 6 月	同社BP　ファイアプロテクション&コーティング マネージングディレクター
2007年 4 月	同社ソーラーエネルギービジネス マネージングディレクター
	BP　ファイアプロテクション&コーティング マネージングディレクター
2007年 8 月	同社BP　ヨーロッパ マネージングディレクター
	BP　ファイアプロテクション&コーティング マネージングディレクター
2008年 6 月	当社上席執行役員　BP事業本部 ヨーロッパ事業部長
2010年 4 月	当社上席執行役員　BP事業部門 営業統括担当副部門長兼ソーラーエネルギープロダクツ担当副部門長
2011年 6 月	当社取締役（現）執行役　BP事業部門長
2012年 2 月	当社執行役　建築ガラス事業部門長兼 高機能ガラス事業部門長
2012年 4 月	当社代表執行役副社長兼COO兼 建築ガラス事業部門長兼高機能ガラス事業部門長
2012年 6 月	当社代表執行役副社長兼COO（現）

取締役候補者の選任理由について

当社グループの建築ガラス事業部門で生産、事業計画及びマーケティングに携わった後、同事業部門長及び高機能ガラス事業部門長等の要職を歴任しました。2011年６月から取締役 執行役を務め、2012年４月から取締役 代表執行役副社長兼COO（最高執行責任者）として当社グループの経営を担っています。当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を活かして、引き続き、当社の取締役会の意思決定機能に資することが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 4

諸岡賢一（もろおか けんいち）

再任

■当社における地位及び担当	取締役　代表執行役副社長兼CFO
■生年月日	1956年12月12日生（満62歳）
■取締役会への出席状況	100%（11回/11回）
■所有する当社の普通株式の数	13,032株
■重要な兼職の状況	該当事項なし
■候補者と当社との特別の利害関係	該当事項なし

略歴

1979年 4 月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1993年 4 月	同社国際統括部（東京）上席部長代理
2002年 6 月	SMBC Securities, Inc. 社長兼 SMBC Capital Markets, Inc. 副社長
2006年12月	当社統合推進本部担当役員付部長兼 経理部（ロンドン駐在）担当部長
2008年 6 月	当社執行役員　経理部財務企画部長
2011年 4 月	当社執行役員　機能性ガラス事業部門 CFO兼SG管理部長 コーポレートプランニングコミュニケーション統括
2011年 6 月	当社上席執行役員　機能性ガラス事業部門 CFO兼SG管理部長 コーポレートプランニングコミュニケーション統括
2012年 2 月	当社上席執行役員　コーポレートプランニングコミュニケーション統括
2012年 5 月	当社上席執行役員　副CFO
2013年 4 月	当社執行役　副CFO
2013年 6 月	当社取締役（現）執行役副社長
2016年 4 月	当社代表執行役副社長兼CFO（現）

取締役候補者の選任理由について

株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）に入行し、要職を歴任の後、2006年12月に当社に入社し、日本及び英国で経営企画、経理、財務及び事業管理に携わりました。2013年６月から当社取締役 執行役副社長を務め、2013年９月からは経営企画、人事、国内財務及び対外コミュニケーションを所管し、2016年４月から当社取締役 代表執行役副社長兼CFO（最高財務責任者）として、当社グループの経営を担っています。当社グループの経理、財務、人事、事業及び経営に関する豊富な経験と実績を活かして、引き続き、当社の取締役会の意思決定機能に資することが期待されるため、取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 5

山崎 敏邦（やまざき としくに）

再任　社外　独立

■当社における地位及び担当	取締役　指名委員、監査委員長、報酬委員
■生年月日	1946年１月13日生（満73歳）
■社外取締役在任期間について	４年（本総会終結時）
■取締役会への出席状況	100%（11回/11回）
■所有する当社の普通株式の数	5,688株
■重要な兼職の状況	株式会社龍ヶ崎カントリー倶楽部　代表取締役社長
■候補者と当社との特別の利害関係	該当事項なし

略歴

1968年 4 月	日本鋼管株式会社（現JFEホールディングス株式会社）入社
1999年 6 月	同社取締役
2000年 4 月	同社常務執行役員
2001年 4 月	同社専務執行役員
2005年 4 月	同社執行役員副社長（2009年３月退任）
2005年 6 月	同社代表取締役
2009年 4 月	同社取締役
2009年 6 月	同社監査役（常勤）（2013年６月退任） ユニバーサル造船株式会社　監査役（2012年12月退任）
2010年 4 月	JFEエンジニアリング株式会社　監査役（2013年４月退任） 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）運用委員会委員（2013年３月退任）
2015年 3 月	株式会社龍ヶ崎カントリー倶楽部　代表取締役社長（現）
2015年 6 月	当社取締役（現）

社外取締役候補者の選任理由について

2015年６月より当社の社外取締役を務められています。国際的な大手メーカーの代表取締役副社長（財務・IR、経理担当）及び常勤監査役並びに年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用委員会委員を務められた経験を有され、その豊富な経験と幅広い見識、さらには、財務・会計に関する知見に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待され、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 6

木本 泰行（きもと やすゆき）

再任
社外
独立

■当社における地位及び担当	取締役　指名委員、監査委員、報酬委員長
■生年月日	1949年２月26日生（満70歳）
■社外取締役在任期間について	３年（本総会終結時）
■取締役会への出席状況	100%（11回/11回）
■所有する当社の普通株式の数	3,692株
■重要な兼職の状況	該当事項なし
■候補者と当社との特別の利害関係	該当事項なし

略歴

1971年 4 月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1998年 6 月　同行取締役
1999年 6 月　同行執行役員
2002年 6 月　同行常務執行役員
2004年 4 月　同行常務取締役兼常務執行役員
2005年 6 月　同行専務取締役兼専務執行役員（2006年4月退任）
2006年 5 月　株式会社日本総合研究所　代表取締役社長兼最高執行役員
2012年 4 月　同社特別顧問（2019年２月退任）
オリンパス株式会社　取締役会長（2015年６月退任）
2015年 6 月　DMG森精機株式会社　社外監査役（2019年3月退任）
2016年 6 月　当社取締役（現）

社外取締役候補者の選任理由について

2016年６月より当社の社外取締役を務められています。国際的な大手メーカーの取締役会長として、独立社外取締役が過半数を占める取締役会をリードされた経験を有されることに加え、大手金融機関の英国現地法人の社長、取締役会議長として、複数の外国人独立社外取締役を擁する取締役会をリードされた経験も有され、このような豊富な国際経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待され、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 7

松崎 正年（まつざき まさとし）

再任　社外　独立

■当社における地位及び担当	取締役　指名委員長、監査委員、報酬委員
■生年月日	1950年７月21日生（満68歳）
■社外取締役在任期間について	３年（本総会終結時）
■取締役会への出席状況	100%（11回/11回）
■所有する当社の普通株式の数	3,559株
■重要な兼職の状況	コニカミノルタ株式会社　取締役 取締役会議長 いちご株式会社　社外取締役 株式会社野村総合研究所　社外取締役
■候補者と当社との特別の利害関係	該当事項なし

略歴

1976年 4 月	小西六写真工業株式会社（現コニカミノルタ株式会社）入社
1997年 11 月	同社情報機器事業本部カラー機器開発統括部第二開発グループリーダー（部長）
1998年 5 月	同社情報機器事業本部システム開発統括部第一開発センター長
2003年 10 月	コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社　取締役
2005年 4 月	コニカミノルタ株式会社　執行役 コニカミノルタテクノロジーセンター株式会社　代表取締役社長
2006年 4 月	コニカミノルタ株式会社　常務執行役
2006年 6 月	同社取締役常務執行役
2009年 4 月	同社取締役代表執行役社長
2014年 4 月	同社取締役 取締役会議長（現） 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会　代表理事会長（2016年５月退任）
2016年 5 月	いちご株式会社　社外取締役（現）
2016年 6 月	株式会社野村総合研究所　社外取締役（現） 当社取締役（現）

社外取締役候補者の選任理由について

2016年６月より当社の社外取締役を務められています。指名委員会等設置会社である国際的な大手メーカーにおいて、代表執行役社長を務められた後、取締役会議長を務められており、このような指名委員会等設置会社における業務執行機能及び監督機能の双方に係るその豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことで、取締役会の監督機能に資することが期待され、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 8

竹井友二（たけい ゆうじ）

再任
社外

■当社における地位及び担当	取締役
■生年月日	1964年６月30日生（満54歳）
■社外取締役在任期間について	２年３ヶ月（本総会終結時）
■取締役会への出席状況	100%（11回/11回）
■所有する当社の普通株式の数	０株
■重要な兼職の状況	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社取締役COO兼投資部門長
■候補者と当社との特別の利害関係	A種種類株式の割当先であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合の業務執行組合員の取締役

略歴

1988年 4 月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行
1998年 9 月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社
2002年10月	株式会社アドバンテッジパートナーズ入社
2006年 9 月	同社シニアパートナー
2012年 4 月	A.T.カーニー株式会社　パートナー
2016年11月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社取締役COO
2017年 4 月	同社取締役COO兼投資部門長（現） 当社取締役（現）

社外取締役候補者の選任理由について

2017年４月より当社の社外取締役を務められています。株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行後、国際的なコンサルティングファームを経て、投資ファンドにおいてパートナーを務め、複数の会社の社外取締役として企業経営に携わってきた経験を有され、このような豊富な経験と幅広い見識に基づき、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待されるため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 9

Jörg Raupach Sumiya ヨーク・ラウパッハ・スミヤ

新任 社外 独立

■当社における地位及び担当	—
■生年月日	1961年1月17日生（満58歳）
■社外取締役在任期間について	ヨーク・ラウパッハ・スミヤ氏は新任の社外取締役候補者であります。
■取締役会への出席状況	—
■所有する当社の普通株式の数	0株
■重要な兼職の状況	立命館大学　経営学部　教授
■候補者と当社との特別の利害関係	該当事項なし

略歴

1990年 6 月	株式会社ローランド・ベルガー　シニアコンサルタント
1995年10月	トルンプ株式会社　代表取締役専務
1999年 7 月	ドイツ日本研究所　経営・経済研究課研究員
2001年 1 月	NEC SCHOTTコンポーネンツ株式会社（現ショット日本株式会社）管理部　ジェネラルマネージャー
2002年12月	同社　代表取締役社長
2011年 1 月	SCHOTT Electronic Packaging GmbH イノベーションマネジメント担当マネージャー
2011年 9 月	FOM大学（ドイツ）　教授
2012年 4 月	立命館大学　経営学部　教授（現）

社外取締役候補者の選任理由について

ヨーク・ラウパッハ・スミヤ氏は、ビジネスと学術の分野において国際的な経験を有され、現在では日本国内の有力大学の経営学部の教授を務めておられます。このような学識経験者及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待され、社外取締役として選任をお願いするものであります。

以　上

(ご参考)当社の社外取締役独立性基準

当社の社外取締役は、本人又はその近親者が、次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けると判断されます。

1 社外取締役本人について

a)当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の職員・従業員(以下まとめて「業務執行者」)である者、又はあった者。

b)ⅰ)当社の取引先であって、その直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者。)、若しくは当社グループを主要な取引先とする者、

- 当該取引先のその事業年度の連結売上高の１%を超える金額

又は、

ⅱ)当社の取引先であって、当社の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者、若しくは当社グループの主要な取引先である者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者。)。

- 当社のその事業年度の連結売上高の１%を超える金額

(注)本基準において「主要な取引先」とは、当社グループ及び当該取引先グループの間において、相手方の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与えうる取引関係を有する者をいう。

c)当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者、又は最近過去３年間において当社グループの監査業務を実際に担当した者。

d)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(その価額の合計が当社の１事業年度につき1,000万円以上のものをいう。)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家である者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者。)。

e)当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合には、その業務執行者。)。なお、当社の直近に終了した過去３事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。

f)他の企業、組織への関わりにおいて、相互に役員を派遣するなど、当社の取締役又は執行役と重大な関係がある者。

g)実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者(当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者又は最近過去５年間においてあった者。)。

h)当社の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、上記d)、e)、又はf)のいずれかに該当していた者。

2 社外取締役の近親者（配偶者、二親等内の親族又は同居の親族）について

a）当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の幹部職員・従業員（以下まとめて「経営幹部」）である者、又は最近過去５年間においてあった者。

b）ⅰ）当社の取引先であって、その直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その経営幹部。）、若しくは当社グループを主要な取引先とする者、

- 当該取引先のその事業年度の連結売上高の１％を超える金額

又は、

ⅱ）当社の取引先であって、当社の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者、若しくは当社グループの主要な取引先である者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その経営幹部。）。

- 当社のその事業年度の連結売上高の１％を超える金額

c）当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは経営幹部である者、又は最近過去３年間において当社グループの監査業務を実際に担当した者。

d）当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（その価額の合計が当社の１事業年度につき1,000万円以上のものをいう。）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家である者（その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するパートナー、アソシエイト、経営幹部。）。

e）当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合には、その経営幹部。）。なお、当社の直近に終了した過去３事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。

f）実質的に当社の議決権の10％以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体の場合は、その経営幹部。）。

g）当社の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、上記d）又はe）のいずれかに該当していた者。

以　上

1 当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当期において、年度の後半にかけて欧州及び北米の自動車市場が軟調となったものの、多くの市場は安定あるいは成長しました。欧州では、建築用ガラス市場は高水準の需要により価格が堅調に推移しました。しかし、自動車用ガラス市場は年度後半にかけて、域内需要の弱含みと主要輸出市場の需要低調により、市場環境が厳しくなりました。アジアでは、建築用ガラス市場は前期並みでしたが、太陽電池パネル用ガラスの需要は対前期で増加しました。また、自動車用ガラス市場は前期並みでした。米州では、北米の建築用ガラス需要は堅調でしたが、自動車市場は徐々に軟化しました。南米では、ブラジルの乗用車販売の回復が続いたものの、アルゼンチンでは低水準にとどまりました。高機能ガラス市場は、複数の事業において需要拡大が続き好調でした。販売数量の増加及び一部地域での売価改善により当社グループの売上高は対前期比増収となりました。また、投入コスト増の影響を受けたものの、好調な売上を反映し増益となりました。

この結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

売上高

当期の業績

6,127億89百万円　前期比　2.3%増

営業利益

当期の業績

368億55百万円　前期比　3.4%増

税引前利益

当期の業績

227億30百万円　前期比　2.6%増

当期利益

当期の業績

143億78百万円　前期比 81.8%増

親会社の所有者に帰属する当期利益

当期の業績

132億87百万円　前期比 115.6%増

（注）１．上記の営業利益については、個別開示項目前ベースの営業利益を記載しています。
２．当期よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。同基準の適用によりIAS第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬」に従い、前期の連結財務諸表について修正再表示を行ったため、前期については修正後の数値を使用しております。

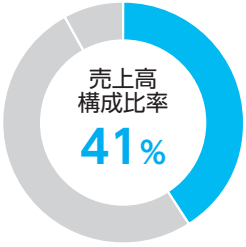
当期の事業別の業績は、以下のとおりとなりました。

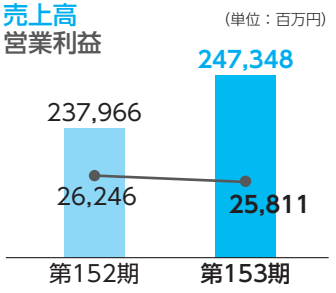
建築用ガラス事業

売上高 2,473億48百万円　営業利益 258億11百万円

主な事業内容

建築用ガラス事業は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内装外装用加工ガラス製品を製造・販売しており、当期における当社グループの売上高のうち41%を占めています。ソーラー・エネルギー（太陽電池パネル用ガラス）事業も、ここに含まれます。





当期における建築用ガラス事業の売上高は2,473億48百万円（前期（修正再表示後）は2,379億66百万円）、営業利益は258億11百万円（前期（修正再表示後）は262億46百万円）となりました。

建築用ガラス事業の売上高は、多くの地域で建築市場向けガラスの販売数量が高いレベルにあったことや太陽電池パネル用ガラスの出荷数量が増えたことにより、前期より増加しました。事業環境が好調であった一方で、フロート窯の定期修繕や原燃料等の投入コスト上昇等の影響を受け、営業利益は前期を下回りました。

欧州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の39%を占めております。第１四半期に実施したドイツのフロート窯の定期修繕や、投入コスト上昇等の影響を受けたものの、好調な市場需要を背景に設備稼働率・価格が堅調であったため、営業利益は前期より若干の増加となりました。

アジアにおける建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の37%を占めております。同地域は前期比で売上高は増加した一方、営業利益は前期並みとなりました。東南アジアにおいては競合他社の生産能力増強により競争が激化しているものの、建築市場向けガラスの需要は概して強く、また、太陽電池パネル用ガラスの売上も増加しました。日本では、投入コスト上昇の影響を受けましたが、売上数量増及び値上げの効果により業績が改善しました。

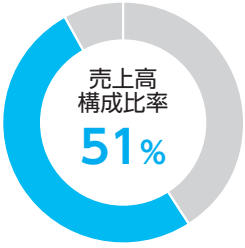
米州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の24%を占めております。売上高は増加しましたが、アルゼンチンにおいて超インフレ会計を適用したことが影響し、営業利益は前期より若干の減少となりました。超インフレ会計の影響を除くとアルゼンチンは計画に沿った業績となりました。北米では、年度後半において一部高付加価値（VA）製品の低歩留まりの影響と、ガラスの域内生産及び輸入増加で価格への影響がありましたが、オタワ工場が当期はフル稼働に戻っていることにより、好調な建築用ガラス市場の恩恵を受けました。

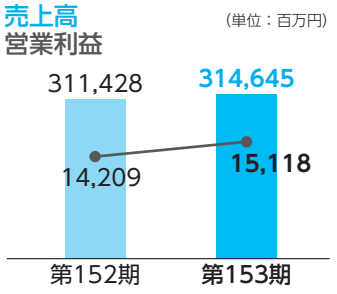
自動車用ガラス事業

売上高 3,146億45百万円　営業利益 151億18百万円

主な事業内容

自動車用ガラス事業は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しており、当期における当社グループの売上高のうち51%を占めています。





当期における自動車用ガラス事業の売上高は3,146億45百万円（前期（修正再表示後）は3,114億28百万円）、営業利益は151億18百万円（前期（修正再表示後）は142億09百万円）となりました。

当期における自動車用ガラス事業は、主に年度前半の好調な欧州の業績により、売上高は前期を若干上回り、営業利益も増加しました。

欧州における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の45%を占めております。新車用ガラス（OE）部門は、第３四半期から域内での乗用車販売と域外への高級車輸出が減少したことにより需要にブレーキがかかったものの、通期では業績は改善しました。補修用ガラス（AGR）部門も、販売数量の増加と高付加価値（VA）製品比率の向上により業績は改善しました。

アジアにおける自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の22%を占めております。売上高、営業利益ともに前期より増加しました。日本では、第２四半期に発生した自然災害により自動車産業のサプライチェーンに影響が出たものの、自動車の販売台数は前期水準を維持し、新車用ガラスの売上は前期を上回りました。また補修用ガラスは販売数量の増加により増益となりました。

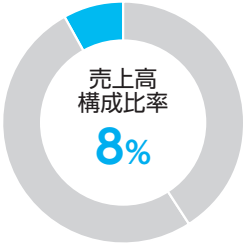
米州における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の33%を占めており、売上高と収益性は前期より若干の改善となりました。北米では、通年で乗用車販売が徐々に軟化していったことの影響を受けました。南米においては、ブラジルでは販売数量の一層の回復により収益性が改善しました。アルゼンチンでは前述の超インフレ会計の適用による影響を受けました。

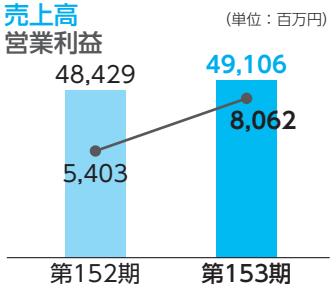
高機能ガラス事業

売上高 491億06百万円　営業利益 80億62百万円

主な事業内容

高機能ガラス事業は、当期における当社グループの売上高のうち８％を占めており、小型ディスプレイのカバーガラスなどに用いられる薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイドの製造・販売、並びに電池用セパレーターやエンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、様々な事業から成ります。





当期における高機能ガラス事業の売上高は491億06百万円（前期（修正再表示後）は484億29百万円）、営業利益は80億62百万円（前期（修正再表示後）は54億03百万円）となりました。

ファインガラス事業（旧ディスプレイ事業）では、売上の改善とコスト削減による事業基盤の強化に伴い、さらに利益改善が進みました。情報通信デバイス事業では、プリンターやスキャナーに使用されるガラス部品の需要は若干減少しました。エンジンのタイミングベルト用グラスコードの需要は、特に欧州と中国で、年度末に向けて自動車市場と歩調を合わせるように軟化しました。メタシャイン® は、自動車用塗料や化粧品等の分野での堅調な需要により、販売が増加しました。電池用セパレーターは、日本でのアイドリング・ストップ・スタートシステム向け需要が好調を維持しました。

その他

当期におけるその他の売上高は16億90百万円（前期（修正再表示後）は10億74百万円）、営業損失は121億36百万円（前期（修正再表示後）は102億26百万円）となりました。

このセグメントには、全社費用、連結調整、前述の各セグメントに含まれない小規模な事業、並びにピルキントン社買収に伴い認識された無形資産の償却費が含まれております。当期のその他における営業損失は、新設のビジネス・イノベーション・センター（新規事業開発加速のため新設した組織）をこのセグメントに含めた影響も一部あり、前期より増加しました。

（2）設備投資の状況

当期における当社グループの設備投資の総額は、321億50百万円でした。事業別の内訳は以下のとおりです。

事業	投資額
建築用ガラス事業	151億50百万円
自動車用ガラス事業	141億10百万円
高機能ガラス事業	19億19百万円
その他	9億71百万円

（3）資金調達等の状況

当期末時点の総資産は7,618億69百万円となり、前期末時点の7,885億92百万円（修正再表示後）から267億23百万円減少しました。資本合計は、前期末時点（修正再表示後）の1,437億15百万円から112億09百万円減少し、1,325億06百万円となりました。当期においては、当期利益の大幅改善や、アルゼンチンにおける超インフレ会計適用による資産価額の上昇効果がありましたが、当社グループが事業を行う主要地域の通貨に対して円高が進行したことにより為替換算の影響を受け、資本合計は減少しました。

当期末時点のネット借入残高は、前期末より112億31百万円増加し、3,177億01百万円となりました。当期末時点の総借入残高は3,715億08百万円となりました。当期末時点で、当社グループは未使用の融資枠を745億91百万円保有しております。当期における営業活動によるキャッシュ・フローは、290億30百万円のプラスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による281億25百万円の支出があり、281億43百万円のマイナスとなりました。以上より、フリー・キャッシュ・フローは８億87百万円のプラスとなりました。

（4）対処すべき課題

新経営指針「Our Vision」の策定について

当社グループは昨年、創立100周年を迎え、それを機に新たな経営指針「Our Vision」を策定しました。Our Visionでは、当社グループの『使命』を「快適な生活空間の創造で、より良い世界を築く」としました。そして、『目指す姿』として、「先進の発想で変化を起こし、すべての分野で最も信頼されるパートナーとなる」を掲げています。さらに、使命と目指す姿の実現に向けた心構えを示す『コアバリュー』として、「人を尊重し、人を活かす。信用を重んじ、誠実に行動する。社会に役立つ。自ら考え行動する。失敗を恐れず挑戦する。やり抜き結果を出す。」の６項目を定めました。

当社グループは、Our Visionを経営の指針とし、お客様と社会が求める多種多様なニーズに対して、ガラスプラスアルファの価値やサービスを迅速かつ適切に提供することにより、快適な生活空間の創造に貢献してまいります。



中期経営計画MTPフェーズ２について

当社グループは、長期戦略ビジョンとして「VAガラスカンパニー」（VAとは英語のValue-Addedの頭文字に由来）に変容・変革することを掲げ、2018年３月期から2020年３月期の３年間を期間とする「中期経営計画（MTP）フェーズ２」（以下、「MTPフェーズ２」）を策定して、グループを挙げてその遂行に取り組んでいます。MTPフェーズ２の基本目標は「財務サステナビリティの確立」及び「VAガラスカンパニーへの変容・変革の開始」です。財務目標は、売上高営業利益率（ROS）：８％以上*、ネット借入/EBITDA比率：３倍としております。また、親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）については達成年度のイメージとして10%以上、親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）は20%程度を想定しております。

＊注：個別開示項目及びピルキントン社買収に係る償却費控除前営業利益をベースに算定。

MTPフェーズ２の基本方針は、

・VA戦略をさらに加速・進化させ、持続的に成長する強い収益基盤を構築すること

・全ての仕事の仕方を見直し、リーンな事業体制を作りこむこと

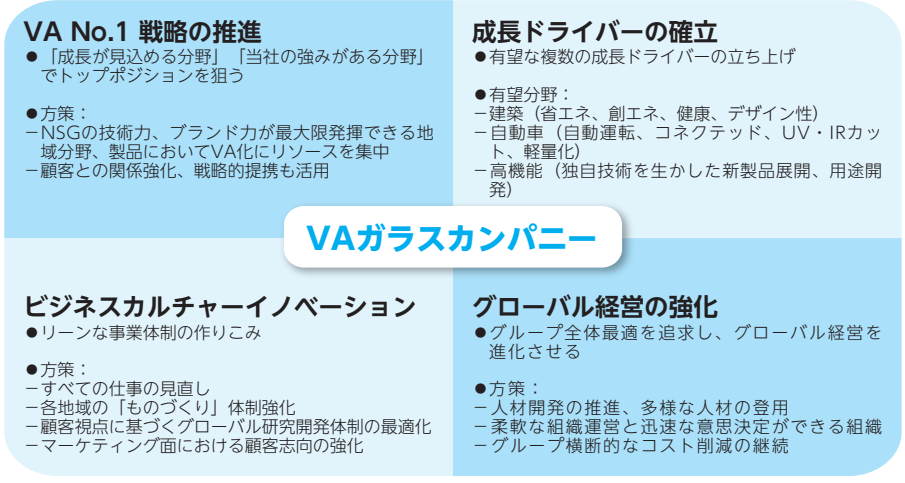
であり、以下の４点を成長施策として設定しています。

1．「成長が見込める分野」「当社の強みがある分野」でトップポジションを狙う **VA No.1戦略の推進**

2．選択と集中により、早期に新たな利益成長の原動力を創り出す **成長ドライバーの確立**

3．全ての仕事の仕方を見直し、リーンな事業体制を作りこむ **ビジネスカルチャーイノベーション**

4．グループ全体最適を追求し、グローバル経営を進化させる **グローバル経営の強化**



2019年３月期業績及びMTPフェーズ２進捗状況について

2019年３月期の当社グループ業績は、上半期は欧州を中心とした好調な市場環境とVA（高付加価値）製品の伸長により増収増益（前年同期比）基調で推移しましたが、第３四半期以降、欧州自動車市場の軟化やエネルギー関連コストの上昇、南米通貨安等の影響を受け、減収増益（前年同期比）となりました。結果として、売上高は6,128億円（前期比2.3%増）、営業利益は369億円（前期比3.4%増）となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は133億円（前期比115.6%増）でした。営業利益は６期連続で増益となり、当期利益も３期連続の黒字及び増益を達成することができました。

キャッシュ・フローにつきましては、当期に決定した将来の成長に向けた設備投資用の資金需要もあり９億円となり、前期から減少しました。

当期は、MTPフェーズ２の２年目として、基本方針である“Shift to VA”に新たに“Growth”を加え、“Shift to VA + Growth”として、目標達成に向けさらなるアクションの加速に取り組んでまいりました。VA（高付加価値）売上比率は46%まで伸長し営業利益の改善につながっています。また、“Growth”、つまりトップラインの拡大を視野に入れ、ベトナム及び北米において太陽電池パネル用ガラスの製造設備の増強増設を決定するとともに、将来有望な市場である南米アルゼンチンにおいても、フロートガラス工場の増設を決定いたしました。さらに、新規事業の育成・新しい顧客価値創造の取り組みをさらに加速していくため、2018年７月にはビジネス・イノベーション・センターを立ち上げ、ライフサイエンスやIndustry 4.0といった有望分野における新規事業の開発を加速させることといたしました。

安定的な利益とキャッシュ・フローの創出ができる財務体質へと改善が進みつつあることを踏まえ、昨年６月、2018年３月期の期末配当として2012年３月期以来となる配当（普通株式１株当たり20円）を実施いたしました。当社は持続可能な事業の業績をベースにして、安定的に配当を実施することを利益配分の基本方針としており、当期も期末配当（普通株式１株当たり20円）の実施を2019年５月10日の取締役会において決議しております。また、当期におきましてA種種類株式の部分償還（50億円）を実施しました。当社は創出した利益とキャッシュ・フロー及び投資案件等の資金需要とのバランス、自己資本比率への影響度合い等を鑑みつつ、A種種類株式の部分償還を継続していく方針で、2019年５月10日の取締役会においてさらに50億円の償還を決定いたしました。将来、A種種類株式全てを償還した後も、この配当に関する基本方針は維持しつつ、連結配当性向30%を目安として継続的な配当の実施に努めてまいります。

MTPフェーズ２の進捗につきましては、成長施策では、VA No.1戦略の推進により、建築用ガラスでのオンライン・コーティング分野での優位性の確立や高付加価値自動車用ガラスの受注増加が進みました。成長ドライバーの確立にむけて、有望な開発課題を“Star Projects”として登録し事業化を加速しています。ビジネスカルチャーイノベーションでは、“ものづくりの強化”により、自動車用ガラスラインの生産性向上が進み、“マーケティングの強化”により、カスタマーファーストの考え方が営業部門のみならず全社全部門に拡大しました。グローバル経営の強化として、世界４か所にシェアードサービスセンターを設置しグローバルの事務処理機能を集約しました。また、インクルージョン＆ダイバーシティ宣言を行い、人材の多様化と参画の促進を進めています。財務施策では、A種種類株式発行により自己資本の改善を図るとともに、金融費用削減目標を一年早く達成し、当期利益の押し上げに寄与しました。

MTPフェーズ２に掲げました2020年３月期の目標に対する進捗は次のとおりです。
売上高営業利益率（ROS） 目標：８%以上　2019年３月期実績：6.3%
ネット借入/EBITDA比率　目標：３倍　2019年３月期実績：4.9倍
(注) 2019年３月期の実績として、親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) は10.3%、自己資本比率は16.2%でした。

2020年３月期の見通しと対処すべき課題

当社グループでは、2020年３月期におけるグローバルの建築用ガラス市場及び自動車用ガラス市場は地域によって温度差があるものの、厳しさが増すものと予想していますが、当社グループの売上はVA製品の増加等により微増を見込んでおります。

欧州においては、建築ガラス市場は安定的に推移すると見ています。引き続き原燃材料コストの上昇が見込まれますが、高透過ガラスなどVA製品の一層の拡充を図ってまいります。欧州の自動車用ガラス市場については、2020年３月期の自動車市場は減速すると見ており売上の拡大は見込まれませんが、ヘッドアップディスプレイ用高面精度ガラスなどのVA製品の売上比率の拡大と生産効率の改善が見込まれています。またBrexitについては予断を許さない状況ではありますが、ガラスは主に地産地消ビジネスであるという事業の構造上、そのインパクトは比較的軽微であると見ています。

アジアにおいては、特に日本では、建築用ガラス市場は都市部の再開発や老朽化したビルの建て替えなどによりビル用は堅調な需要が見込まれるものの、住宅用は消費税増税の影響等もあり総じて横ばいで推移する見通しです。当社グループとしてはスペーシア® などVA製品の売上増加とコストダウン及び構造改革への取り組みによる改善を見込んでいます。また、自動車用ガラス市場も概ね2019年３月期並みと見ておりますが、当社の生産コストの増加が見込まれています。東南アジアの建築用ガラス市場は安定的に推移する見通しです。太陽電池パネル用ガラスは需要が増加する見込みです。

北米の建築用ガラス市場は堅調に推移すると見込んでおり、当社グループにおいても引き続き高いVA製品売上比率を維持する計画ですが、2020年３月期は、競争の激化による販売価格の低下、コスト上昇が予見されております。自動車用ガラス市場は横ばいあるいは微減と見ていますが、継続的に行ってきた生産効率改善が寄与する見込みです。南米ブラジルでは乗用車販売の一層の回復が見込まれています。

高機能ガラス事業では、各事業とも市場は安定的に推移すると見ており、2019年４月に実施しました日本板硝子環境アメニテイ社の売却により減収となりますが、新組成薄板ガラスglanova® やアイドリング・ストップ・スタート用バッテリーセパレーターの需要増などのVA製品売上比率の拡大による業績のさらなる改善が見込まれています。

当社グループ全体としては、引き続きVA製品売上の拡大や継続的なコスト削減に努めていきますが、世界的な景気の減速、原燃材料等の投入コストの増加及び高付加価値化の推進に伴う生産コストの上昇が予想され、営業利益について2020年３月期は2019年３月期対比で若干の減益を見込んでいます。一方金融費用につきましては、2020年３月期より導入されます会計制度（IFRS第16号「リース」）の影響を除いたベースでは計画通りの削減が進みます。また持分法適用関連会社の損益は2019年３月期にありました一時的な利益の発生はありませんが、南米のジョイントベンチャーを中心に事業は安定的に推移する見込みです。

以上を踏まえて、当社グループでは、2020年３月期において営業利益、当期利益共に2019年３月期を若干下回る見込みですが、100億円超の当期利益は確保してまいる所存です。

キャッシュ・フローにつきましては、2019年３月期に決定した将来の成長に向けた戦略投資（太陽電池パネル用ガラスの増産及び新興市場である南米でのフロートガラスの増産）の資金需要がピークを迎えるため一時的にマイナスとなる見込みですが、キャッシュを創出する体質へ着実に改善が進んでいます。

2020年３月期は、MTPフェーズ２の最終年度となります。

事業収益につきましては、VA製品の売上拡大と継続的な稼働率改善・コスト削減により、６期連続の営業利益増を達成、また最終利益につきましても３期連続の黒字化を達成し、当社グループの利益は着実に改善してまいりました。しかしながら近年のエネルギーコスト上昇等インプットコストの増加、新製品上市の遅れ、一部市場でのVA化の遅れ、及び将来の成長のための投資の前倒しなどにより、2020年３月期において、MTPフェーズ２で設定した

財務目標（ROS、ネット借入/EBITDA比率）には届かない見込みです。

MTPフェーズ２の基本目標としている「財務サステナビリティの確立」及び「VAガラスカンパニーへの変容・変革の開始」は、当社グループの最重要課題であることに変わりはありません。2020年３月期は引き続き“Shift to VA + Growth”の方針の下で、事業の収益性の更なる向上を図るとともに、運転資本や設備投資に対する厳格な管理の継続、及びノンコア資産・事業の売却を通じて、キャッシュを創出しネット借入残高を削減してまいる所存です。また前述の方針に則り、A種種類株式の償還も進めてまいります。

さらに、当社グループの対処すべき課題としましては、不確実、不安定な経済状況のなかでも市場の変動に柔軟に対応して安定的な利益を出せる事業構造に変革していくこと、及び持続的に成長する強い収益基盤を構築すること、であると考えています。そのために、MTPフェーズ２で掲げた４つの重点施策（VA No.1戦略の推進、成長ドライバーの確立、ビジネスカルチャーイノベーション、グローバル経営の強化）を着実に実行し、コモディティ・マスボリューム型のビジネスモデルからハイバリュー型のビジネスモデルへの変革（VAガラスカンパニーへの変革）を進めてまいる所存です。

また、持続的な成長に向けた「成長戦略」も推進してまいります。具体的には、建築分野では、ビルや住宅においてエネルギーの生成と消費の収支がプラスマイナスゼロになる「ゼロ・エネルギー・ビルディング（ZEB)」の普及が見込まれ、ここに、当社が得意とする省エネガラス及び太陽電池パネル用ガラス基板の拡大を図っていきます。さらにIoTやAIを使った「スマート・ウインドウ」の普及など新たなビジネスチャンスも期待されます。自動車分野では、「CASE（Connected（コネクテッド)、Autonomous（自動運転)、Shared（カーシェアリング)、Electric（電気自動車)」がキーワードとなっており、それぞれの分野でニーズに合った先進的なVAガラスを拡大させていきます。高機能ガラス分野では、ライフサイエンス、IoT・Cloud、エネルギー変換、Industry 4.0の各分野において事業領域を広げていく計画です。

ESGへの取り組みについて

当社グループは社会の一員として持続的成長可能な社会の実現に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。VA製品の供給を通じ省エネ、創エネに貢献するとともに、事業活動におけるCO_2排出量の削減や廃棄物の削減に真摯に取り組んでいます。NSGグループは2018年７月Science Based Target initiativeに署名いたしました。これにより当社での温室効果ガス削減の取り組みはますます加速する見込みです。

また、グループベースにおける人材の教育、育成を今後とも不断に進めてまいります。当社グループは、「事業の要は多様な人材が生み出す力にある」との認識の下、インクルージョン＆ダイバーシティの推進を経営のコミットメントとして取り組むことも宣言しております。さらにグループ倫理規範の徹底やサプライヤー行動規範の遵守確保のプログラムを通じ、良き企業市民としての社会的使命、責任を果たしていきます。そして、透明性、客観性が確保された実効性のあるG（ガバナンス）を、取締役会の監督の下、不断に追求していくことにより、持続的成長可能な社会の実現に貢献するべく、たゆまぬ改善努力を続けてまいります。当社グループは、2018年６月のコーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえ、企業価値向上に向けてより実効あるコーポレートガバナンスの構築に取り組んでいます。

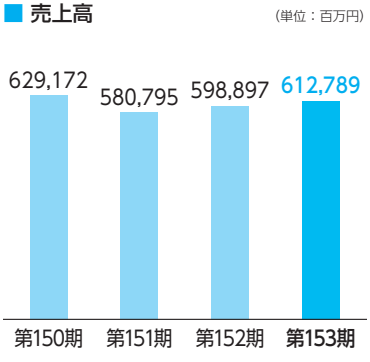
このような活動の結果、CSRの国際評価機関EcoVadis（フランス）から、2018年に最高ランクの「ゴールド」を初めて獲得しました。「環境」「労働慣行及び人権」「公正な商慣行」並びに「持続可能な資材調達」の観点から評価されたもので、当社はガラス業界の上位７％に位置する高い評価を受けています。

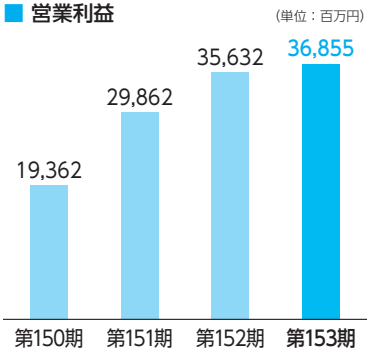
当社グループは、全社一丸となってMTPフェーズ２の遂行に取り組み、株主価値の向上に取り組んでまいります。

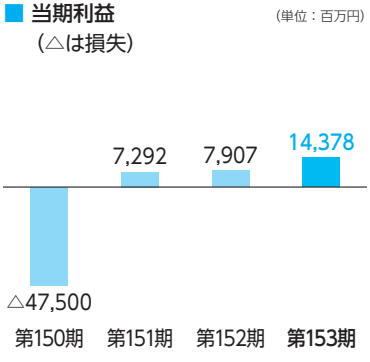
（5）財産及び損益の状況の推移

区　　分	第150期 (2016年３月期)	第151期 (2017年３月期)	第152期 (注5) (2018年３月期)	第153期 (2019年３月期)
売上高（百万円）	629,172	580,795	598,897	612,789
営業利益（百万円）	19,362	29,862	35,632	36,855
税引前利益（△は損失）（百万円）	△37,439	14,751	22,146	22,730
当期利益（△は損失）（百万円）	△47,500	7,292	7,907	14,378
親会社の所有者に帰属する当期利益（△は損失）（百万円）	△49,838	5,605	6,164	13,287
親会社の所有者に帰属する基本的１株当たり当期利益（△は損失）（円）	△551.75 (注4)	62.04	48.27	115.16
親会社の所有者に帰属する持分（百万円）	103,109	124,146	135,192	123,760
１株当たり親会社所有者帰属持分（円）	1,114.40 (注4)	941.76	1,042.72	978.50
総資産額（百万円）	812,120	790,192	788,592	761,869

(注) 1．当社は、国際会計基準（IFRS）に基づいて連結計算書類を作成しています。上記の表に記載の営業利益については個別開示項目前営業利益を記載しております。
2．「親会社の所有者に帰属する基本的１株当たり当期利益（△は損失）」は、親会社の所有者に帰属する当期利益からA種種類株式に係る配当金及び金銭償還プレミアムを控除した金額を、発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。A種種類株式に係る配当金は、発行要項で定められた配当率に基づき算定されます。発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
3．「１株当たり親会社所有者帰属持分」は、親会社の所有者に帰属する持分からA種種類株式の払込金額及びA種種類株式に係る配当金及び金銭償還プレミアムを控除した金額を、当期末発行済普通株式数で除して算定しています。当該発行済普通株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
4．当社は、2016年10月１日付で普通株式10株を１株に併合しました。第150期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、同期の「親会社の所有者に帰属する基本的１株当たり当期利益（△は損失）」及び「１株当たり親会社所有者帰属持分」を算定しています。
5．IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用により、第152期の数値について修正再表示を行っております。







（6）重要な子会社の状況

区分	会　社　名	資本金	議決権の所有割合	主な事業内容
日本	日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社	百万円 350	% 100	建築用ガラス事業
	株式会社サンクスコーポレーション	百万円 300	92.5	建築用ガラス事業
	日本板硝子ウインテック株式会社	百万円 48	99.3	建築用ガラス事業
欧州	Pilkington United Kingdom Limited	千ポンド 328,483	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Limited	千ユーロ 432,961	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Technology Management Limited	千ポンド 441,320	100 (100)	建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業
	NGF Europe Limited	千ポンド 5,400	100	高機能ガラス事業
	Pilkington Deutschland AG	千ユーロ 69,290	96.3 (96.3)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Deutschland GmbH	千ユーロ 18,996	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Austria GmbH	千ユーロ 8,721	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Norge AS	千ノルウェー・クローネ 5,225	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Finland OY	千ユーロ 19,414	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington IGP Sp. z o.o.	千ズウォティ 507	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Poland Sp. z o.o.	千ズウォティ 30,511	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Polska Sp. z o.o.	千ズウォティ 147,340	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Italia SpA	千ユーロ 112,996	100 (100)	建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業

区分	会　社　名	資本金	議決権の所有割合	主な事業内容
欧州（持株会社）	NSG Holding（Europe）Limited	百万円 420,706	% 100	その他（持株会社）
	NSG UK Enterprises Limited	千ポンド 1,801,478	100 (100)	その他（持株会社）
	Pilkington Group Limited	千ポンド 1,983,926	100 (100)	その他（持株会社）
アジア（日本を除く）	Guilin Pilkington Safety Glass Co. Limited	千人民元 100,000	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Suzhou NSG Electronics Co. Limited	千人民元 371,689	100	高機能ガラス事業
	NSG Hong Kong Co. Limited	千香港ドル 800	100 (100)	高機能ガラス事業
	Malaysian Sheet Glass Sdn. Bhd.	千リンギット 84,211	100	建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業
	Vietnam Float Glass Co. Limited	10億ドン 512	55.0	建築用ガラス事業
	NSG Vietnam Glass Industries Limited	千米ドル 148,575	100 (52.2)	建築用ガラス事業
米州	Pilkington North America Inc.	千米ドル 17,701	100 (100)	建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業
	L-N Safety Glass SA de CV	千メキシコ・ペソ 175,155	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Vidrieria Argentina S.A.	千アルゼンチン・ペソ 178,000	51.0 (51.0)	建築用ガラス事業
	Vidrios Lirquen S.A.	千チリ・ペソ 22,443,983	51.6 (51.6)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Argentina S.A.	千アルゼンチン・ペソ 648,145	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Brasil Limitada	千レアル 333,008	100 (100)	建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業

（注）議決権の所有割合の（　）内は、子会社による間接所有割合で内数となっています。

（7）主要な営業所及び工場

当　社	本社	東京本社（東京都） 大阪本社（大阪府）
	営業所	豊田営業所（愛知県） 広島営業所（広島県）
	工場・研究所	千葉事業所（千葉県） 相模原事業所（神奈川県） 四日市事業所（三重県） 津事業所（三重県） 垂井事業所（岐阜県） 京都事業所（京都府） 舞鶴事業所（京都府） 技術研究所（兵庫県）
重要な子会社	日本	日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社（千葉県） 株式会社サンクスコーポレーション（東京都） 日本板硝子ウインテック株式会社（大阪府）
	欧州	Pilkington United Kingdom Limited（英国） Pilkington Automotive Limited（英国） Pilkington Technology Management Limited（英国） NGF Europe Limited（英国） Pilkington Deutschland AG（ドイツ） Pilkington Automotive Deutschland GmbH（ドイツ） Pilkington Austria GmbH（オーストリア） Pilkington Norge AS（ノルウェー） Pilkington Automotive Finland OY（フィンランド） Pilkington IGP Sp. z o.o.（ポーランド） Pilkington Automotive Poland Sp. z o.o.（ポーランド） Pilkington Polska Sp. z o.o.（ポーランド） Pilkington Italia SpA（イタリア） NSG Holding（Europe）Limited（英国） NSG UK Enterprises Limited（英国） Pilkington Group Limited（英国）
	アジア（日本を除く）	Guilin Pilkington Safety Glass Co. Limited（中国） Suzhou NSG Electronics Co. Limited（中国） NSG Hong Kong Co. Limited（中国） Malaysian Sheet Glass Sdn. Bhd.（マレーシア） Vietnam Float Glass Co. Limited（ベトナム） NSG Vietnam Glass Industries Limited（ベトナム）
	米州	Pilkington North America Inc.（米国） L-N Safety Glass SA de CV（メキシコ） Vidrieria Argentina S.A.（アルゼンチン） Vidrios Lirquen S.A.（チリ） Pilkington Automotive Argentina S.A.（アルゼンチン） Pilkington Brasil Limitada（ブラジル）

（8）従業員の状況

事業区分	連結従業員数
建築用ガラス事業	8,871名
自動車用ガラス事業	15,262名
高機能ガラス事業	1,260名
その他	1,348名
合計	26,741名 （前期末比216名減）

（注）臨時従業員数は上記に含まれません。

（9）主要な借入先

借入先名	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	83,300
株式会社日本政策投資銀行	36,710
三井住友信託銀行株式会社	32,102
株式会社みずほ銀行	26,732
株式会社三菱UFJ銀行	23,521
株式会社あおぞら銀行	17,460
株式会社新生銀行	15,000
International Finance Corporation（IFC）	11,077
株式会社三重銀行	10,000
農林中央金庫	9,650

（注）上記にはシンジケートローンに基づく借入を含みます。

2 株式に関する事項

（1）発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

ア．発行可能株式総数		177,500,000株
イ．発行可能種類株式総数	普通株式	177,500,000株
	A種種類株式	40,000株
（2）発行済株式の総数	普通株式	90,593,399株
	（うち、自己株式の数	18,418株）
	A種種類株式	35,000株
（3）株主数	普通株式	55,359名
	A種種類株式	3名

（4）大株主（上位10名）

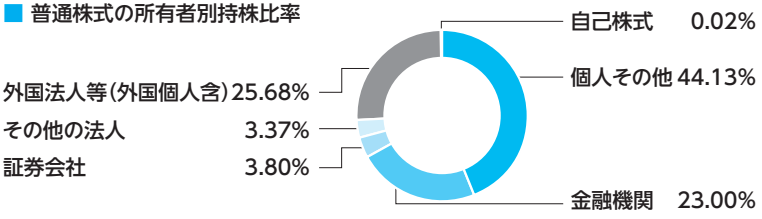
株　　主　　名	持　株　数（普通株式）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,218,200株	6.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,284,200株	4.72
JUNIPER	2,233,000株	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,881,100株	2.07
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	1,834,400株	2.02
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,558,853株	1.72
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,416,203株	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,263,800株	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	1,170,200株	1.29
日本板硝子取引先持株会	1,059,678株	1.16

（注）上記記載の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

（5）その他株式に関する重要な事項

2018年12月７日、A種種類株式40,000株のうち5,000株（発行価額50億円）につき、当社定款第10条の６の規定に基づき金銭を対価として取得し、会社法第178条の規定に基づき消却いたしました。その結果、同日付で当社が発行するA種種類株式は35,000株となりました。また、当社は、2019年５月10日開催の取締役会において、同年６月６日をもってA種種類株式35,000株のうち5,000株（発行価額50億円）につき、当社定款第10条の６の規定に基づき金銭を対価として取得すること及び同日付で当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議いたしました。

■ 普通株式の所有者別持株比率



■ A種種類株主

株　主　名	持　株　数（A種種類株式）
ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合	17,500株
UDSコーポレート・メザニン３号投資事業有限責任組合	7,875株
UDSコーポレート・メザニン４号投資事業有限責任組合	9,625株

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、持続可能な事業の業績をベースにして、安定的に配当を実施することを利益配分の基本方針としております。今般、当社取締役会は、当期の普通株式に係る期末配当金につきまして一株当たり20円とすることを決定いたしました。また、A種種類株式につきましては所定の金額の配当を実施いたします。

将来、A種種類株式全てを償還した後も、この基本方針は維持しつつ、連結配当性向30％を目安として継続的な配当の実施に努めてまいります。

4 新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日において取締役・執行役が保有する新株予約権の状況

区　分	名 称	発行価額	行使価額	行 使 期 間	新株予約権の個　数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役（社外取締役を除く。）・執行役	2008年９月発行新株予約権（株式報酬型）	１株につき4,975.1円	１株につき１円	自　2008年９月28日 至　2038年９月27日	26個	普通株式2,600株（新株予約権１個につき普通株式100株）	2名
	2009年９月発行新株予約権（株式報酬型）	１株につき2,551.2円	１株につき１円	自　2009年10月１日 至　2039年９月30日	52個	普通株式5,200株（新株予約権１個につき普通株式100株）	2名
	2010年９月発行新株予約権（株式報酬型）	１株につき1,394.2円	１株につき１円	自　2010年10月１日 至　2040年９月30日	44個	普通株式4,400株（新株予約権１個につき普通株式100株）	2名
	2011年10月発行新株予約権（株式報酬型）	１株につき1,262.8円	１株につき１円	自　2011年10月15日 至　2041年10月14日	72個	普通株式7,200株（新株予約権１個につき普通株式100株）	2名
	2012年９月発行新株予約権（株式報酬型）	１株につき214.3円	１株につき１円	自　2012年９月29日 至　2042年９月28日	314個	普通株式31,400株（新株予約権１個につき普通株式100株）	4名
	2013年10月発行新株予約権（株式報酬型）	１株につき882.8円	１株につき１円	自　2013年10月16日 至　2043年10月15日	424個	普通株式42,400株（新株予約権１個につき普通株式100株）	4名
	2014年９月発行新株予約権（株式報酬型）	１株につき900.9円	１株につき１円	自　2014年10月１日 至　2044年９月30日	264個	普通株式26,400株（新株予約権１個につき普通株式100株）	4名
	2015年９月発行新株予約権（株式報酬型）	１株につき749.6円	１株につき１円	自　2015年10月１日 至　2045年９月30日	391個	普通株式39,100株（新株予約権１個につき普通株式100株）	4名
	2016年10月発行新株予約権（株式報酬型）	１株につき656.29円	１株につき１円	自　2016年10月15日 至　2046年10月14日	576個	普通株式57,600株（新株予約権１個につき普通株式100株）	4名
	2017年９月発行新株予約権（株式報酬型）	１株につき775.06円	１株につき１円	自　2017年９月30日 至　2047年９月29日	664個	普通株式66,400株（新株予約権１個につき普通株式100株）	5名
	2018年７月発行新株予約権（株式報酬型）	１株につき1,117.66円	１株につき１円	自　2018年７月27日 至　2048年７月26日	705個	普通株式70,500株（新株予約権１個につき普通株式100株）	6名
合計	—	—	—	—	3,532個	普通株式353,200株	6名

（2）当事業年度中に執行役員に交付した新株予約権の状況

区　分	名 称	発行価額	行使価額	行 使 期 間	新株予約権の個　数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	被交付者数
当社執行役員	2018年７月発行新株予約権（株式報酬型）	１株につき1,117.66円	１株につき１円	自　2018年７月27日 至　2048年７月26日	212個	普通株式21,200株（新株予約権１個につき普通株式100株）	3名

5 役員に関する事項

（1）取締役及び執行役の氏名等

ア　取締役

氏　名	地位又は担当		重要な兼職の状況
ギュンター・ツォーン	取締役会議長	□ 指名委員 ■ 監査委員 □ 報酬委員	Z-ANSHIN株式会社　代表取締役社長
山　﨑　敏　邦	取締役	□ 指名委員 ■ 監査委員長 □ 報酬委員	株式会社龍ヶ崎カントリー倶楽部　代表取締役社長
木　本　泰　行	取締役	□ 指名委員 ■ 監査委員 □ 報酬委員長	—
松　﨑　正　年	取締役	□ 指名委員長 ■ 監査委員 □ 報酬委員	コニカミノルタ株式会社　取締役　取締役会議長 いちご株式会社　社外取締役 株式会社野村総合研究所　社外取締役
竹　井　友　二	取締役	—	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社　取締役COO兼投資部門長
森　　重　樹	取締役	□ 指名委員 □ 報酬委員	—
クレメンス・ミラー	取締役	—	—
諸　岡　賢　一	取締役	—	—

（注）1．ギュンター・ツォーン、山﨑敏邦、木本泰行、松﨑正年及び竹井友二の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。なお当社は、ギュンター・ツォーン、山﨑敏邦、木本泰行及び松﨑正年の各氏を株式会社東京証券取引所（以下、「証券取引所」）に独立役員として届け出ています。また、当社は、証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社グループや当社役員、当社の主要株主との関係等をも加味した独自の独立性基準を設定しており、これら４名の社外取締役は、当該独立性基準を満たしています。なお、当該独立性基準の具体的な内容については、15頁から16頁をご参照ください。

2．監査委員長の山﨑敏邦氏は、国際的な大手メーカーの代表取締役副社長（財務・IR、経理担当）を務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。

3．当社は、指名委員会等設置会社として、監査委員会の主導により、内部監査部その他内部統制所管部門及び会計監査人等との連携を通じた組織的監査を実施していること等から、当面、常勤の監査委員は選定しておりません。なお、当社は、専任の監査委員会付スタッフを配置し、当該監査委員会付スタッフは、監査委員会への報告及び情報提供を実施しています。

イ　執行役

氏　名	地位又は担当		重要な兼職の状況
森　重樹	代表執行役	社長兼CEO	—
クレメンス・ミラー	代表執行役	副社長兼COO	—
諸岡賢一	代表執行役	副社長兼CFO	—
トニー・フラッジリー (Tony Fradgley)	執行役	Auto AGR事業部門 事業部門長 兼Auto OE事業部門 事業部門長	—
日吉孝一	執行役	グループファンクション部門 総務法務部 統括部長	—
岸本浩	執行役	CRO（チーフリスクオフィサー）	—
西川宏	執行役	高機能ガラス事業部門 事業部門長	—
ヨヘン・セトルマイヤー (Jochen Settelmayer)	執行役	建築ガラス事業部門 事業部門長	—
フィル・ウィルキンソン (Phil Wilkinson)	執行役	グループファンクション部門 情報システム部 統括部長 兼Auto AGR事業部門 グローバル統括部長	—
石野聡	執行役	グループファンクション部門 ビジネス・イノベーション・センター センター長	—
中島豊	執行役	グループファンクション部門 人事部 統括部長	—

(注) 2019年1月31日をもって執行役シャーリー・アンダーソン（Shirley Anderson）氏は辞任により退任いたしました。

（2）取締役及び執行役の報酬等について

ア　取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針等

①　報酬等の決定に係る組織及び責任

当社は、指名委員会等設置会社として報酬委員会を設置しています。同委員会は、４名の社外取締役、及び１名の取締役代表執行役で構成されています。現在の委員長は社外取締役である木本泰行氏です。委員自身の報酬等に関する事項が議論される場合には、当該委員の出席はできないものとしています。委員会の運営については、人事部門が事務局として支援し、適宜外部専門家により提供される情報を使用します。また、委員会が認めた総務法務部のメンバーが法務関連事項についての内部法務アドバイザーを務めます。2019年３月期においては、同委員会は５回開催されました。

同委員会は次の事項を決定する権限を有しています。

・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針

・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容

また、同委員会は、取締役及び執行役以外の当社グループの上級幹部の報酬の方針及び内容について、以下の③で掲げる方針に則して、代表執行役社長兼CEOに対し、推薦又は助言することができます。

②　報酬決定過程における報酬委員会の活動内容

2018年３月、５月及び６月に開催された同委員会にて個別の基本報酬額、ストックオプション割当数並びにインセンティブ報酬（業績連動報酬）にかかる指標、支給額の決定方法及び前年度の指標の達成度に基づく支払額の決定を決議しました。同年10月に開催された同委員会では、定められたインセンティブ報酬の指標にかかる進捗状況について確認しました。

③　執行役の報酬等の決定に関する方針

当社グループは、世界約30ヶ国で事業運営をするグローバル企業です。執行役の報酬に関する方針の目的は、執行役の任用契約条件を市場競争に耐え得るようにし、またグローバルビジネスにおいて世界中から高い能力を持つ執行役を惹きつけ、確保し、かつ動機づけるように報酬内容を設計することにあります。

当該方針の狙いは、個々の基本報酬及びインセンティブ報酬がグループの業績や株主利益と整合性を保ち、個々人の業務における責任と成果が反映されるようにすることにあります。この観点を踏まえ、基本報酬とインセンティブ報酬の支給割合については、一律には設定しておらず、個々人の所掌する職務に要求される知見、課題レベル、責任内容等に応じて定める個々のマネジメントグレードに応じて設定します。執行役に対する報酬は、基本報酬、業績連動報酬及びその他からなります。執行役に対する個々の報酬内容は直接任用される国の市場環境によって異なりますが、業績連動報酬を構成する年度賞与と長期インセンティブ報酬プランについては、グローバル方針に従い、当社グループレベルで企画、設計され、整合性が保たれるものとします。

基本報酬及び福利厚生の内容は、市場競争に耐え得るレベルに設定され、年度業績連動報酬（年度賞与）は主に財務指標の達成度合いで評価されます。

執行役の報酬内容は毎年見直されます。方針として、グローバル企業における市場の概ね中位数に報酬水準を調整するものとします。適切な市場相場の決定にあたっては、売上高及び時価総額並びに国際化の複雑さ及び広がりといった事情が考慮されます。報酬内容の見直しにあたっては、個々人の役割の範囲、責任及び業績、

会社業績の目標及び計画に対する進捗度、並びに他の管理職の昇給予定が考慮されます。

各執行役は、年度業績連動報酬制度（年度賞与）に参加します。報酬委員会は業績基準と適切な賞与支給条件を設定しています。当該報酬制度は、取締役会で承認された年度予算に対して挑戦しがいのある財務業績の達成目標に基づきます。ここでは、まず、当該予算のうちでも特に重要な項目であるグループ全般の営業利益及びキャッシュ・フローの目標の達成との整合性を確保することを主な目的としつつ、また、執行役の一部においては、これを構成するグループの主要なSBUに関し、その全体及び地域別の営業利益及びキャッシュ・フローに関しても目標を設定しています。これらの財務業績の達成目標は当社グループの中期経営計画と明確に整合するようにもしております。

なお、これらの業績指標は、各執行役の職務及び責任の内容に応じ、その重み付けを割り当ててもいます。

執行役の2019年３月期及び2020年３月期の年度業績連動報酬制度における業績指標は次の項目を含みます。

指　標	比重（%）		
	CEO、COO及びCFO	主として特定のグローバルSBUを所管するCEO、COO及びCFO以外の執行役	主として特定のグループ機能に関する部門を所管するCEO、COO及びCFO以外の執行役
グループ営業利益	50%	25%	25%
グループフリー・キャッシュ・フロー	50%	25%	25%
グローバルSBUの営業利益	–	当該執行役が所管するSBUに関する実績を指標とし、合計25%	各々のSBUに関する実績を指標とし、合計25%
グローバルSBUの営業活動によるキャッシュ・フロー	–	当該執行役が所管するSBUに関する実績を指標とし、合計25%	各々のSBUに関する実績を指標とし、合計25%

＊注：SBUとはStrategic Business Unit（戦略事業単位）を意味し、当社グループの各事業部門を指します。

一定レベルの目標が達成されない場合は、執行役への賞与は支払われません。最低限のエントリーレベルは、ビジネスが財務業績の最低限の水準を満たしていることを確実とするために、重大な非財務要素の性格をもった事態の発生のないことと併せて、適正な支払を確保するために、報酬委員会によって設定・承認されます。上記に加え、年度賞与に「閾値」の仕組みを導入しており、「閾値」は異なった業績指標に対する達成度合に基づく支払が行われるための支払力の基準点として設定されています。閾値を達成しても、関連する業績指標の「エントリー値」が未達により、支払がなされないこともあります。執行役の年度賞与の支払水準は各々のマネジメントグレードに応じて基本報酬の0-125%の範囲となります。具体的な支給額は、あらかじめ定められた業績指標に対する達成度合に応じて決まります。

各執行役は、長期インセンティブ報酬プラン（LTIP）に参加することができます。当該プランは、３年間にわたるグループの長期的な業績目標の達成に報いつつ、当該プランから得られる報酬により執行役が当会社の

株式を取得し、所有することを求めることにより、執行役と株主の皆様との利害のさらなる一致を図ることを目的とします。年１回の発行を可能とし、したがって、いずれの時点においても効力を有するプランが３本存在することがあり得ます。当該プランの業績目標基準は、グループにとって長期的に重要な戦略的財務指標により設定されます。

2017年３月期及び2018年３月期に稼働するプランで使用されている業績指標は、一株当たり利益の累積総額です。また、2019年３月期に稼働するプランで使用されている業績指標は、一株当たり利益の累積総額及び売上高利益率です。当会社の状況に鑑み、中期経営計画との連動性を高め、収益力をさらに強化、改善し、株主価値の向上を図るためにより適切な業績指標として、2019年３月期からこの両者を選定しています。なお、当該業績指標基準のエントリー値が達成されない場合は、支払いは行われません。執行役と株主の利益を一致させるべく、当該支払いは、各プランにつき、それぞれ対象となる３年間の当社株価の値動きに連動します。執行役のLTIP支払水準はマネジメントグレードに応じて基本報酬の0-150%の範囲となります。具体的な支給額は、あらかじめ定められた業績指標に対する達成度合に応じて決まります。

全てのLTIPには、マルス（権利付与後権利確定前の減額）及びクローバック（権利確定後の返還）条項が含まれています。グループは発動要件の1つが発生した場合にこれらの条項を行使することができ、発動要件にはインセンティブ額の根拠となる業績の虚偽や誤り、相当程度の違法行為、又はグループ倫理規範に対する重大な違反を含みます。

また、長期インセンティブ報酬プランでは、執行役（日本の非居住者である執行役を含みます。）と他の参加資格者に、当該プランの手取り金額の50%につき、当社の普通株式への投資を求めています。当該投資により、執行役は、当社の株主としての利益を享受するとともに、引き続き株主価値向上に向けて動機づけがなされ、執行役と株主の皆様とのさらなる利害の一致が図られます。

株式保有と、株主の皆様との利害の一致は、株式保有目標を用いることでさらに促進されます。株式保有目標は執行役ごとに設定され、基本報酬に対するパーセンテージとして示されます。本プランを通じて、執行役は、数年をかけて目標に達する株式を保有することが期待されます。株式保有目標に対する進捗状況は毎年評価されます。執行役に対する株式保有目標は現在、マネジメントグレードに応じて基本報酬の50-100%の範囲となります。目標レベルは市場慣行に則して報酬委員会によって継続的に見直されます。

④ 独立社外取締役の報酬等の決定に関する方針

独立社外取締役の職務は、取締役会の一員として、その重要な意思決定に携わるとともに、独立的かつ客観的な立場から、NSGグループの経営を監督することです。独立社外取締役が当該職務を適切かつ効果的に遂行できるよう、また、当社が当該職務につき期待される能力、経験を持つ人材を確保できるよう、独立社外取締役の報酬等は、外部専門家による他社事例の調査等に基づき、適正な水準で定められます。

独立社外取締役はその職務遂行に対する報酬を受領します。独立社外取締役は業績連動報酬や長期インセンティブ報酬の受給資格を持ちません。

独立社外取締役は取締役会議長又は他の委員会のいずれかの委員長を担う場合、追加の報酬を受領します。

なお、非独立の社外取締役が選任されたときは、当該社外取締役は、各委員会の委員としての選任の有無等、独立社外取締役の職務とのバランスを踏まえた、その職務遂行に対する適正な水準の報酬を受領します。また、独立社外取締役と同じく、業績連動報酬や長期インセンティブ報酬の受給資格を持ちません。

イ　取締役及び執行役の報酬等の額

①　当社により支払われる取締役及び執行役の報酬等の額

当社により支払われる2018年４月１日から2019年３月31日の事業年度（当事業年度）に係る報酬等の額及び当社から当該事業年度中に支払われた、又は当社から支払われる見込みの額が明らかになった報酬等の額は、下記表のとおりとなります。

区　　分	員数（人）	報酬等の額（百万円）			
		基本報酬	業績連動報酬		その他
			年度賞与	長期インセンティブ報酬	
執行役を兼務しない取締役（社外取締役）	5	69	—	—	—
執行役	7	215	52	86	104

（注）１．上記表（執行役）は、森重樹、諸岡賢一、日吉孝一、石野聡、岸本浩、西川宏及び中島豊に対する報酬等の額に関するものです。
２．当社により支払われる上記表の報酬等のほかに、当社の子会社により支払われる当社執行役に対する報酬等がありますが、これらについては下記表②のとおりとなります。本表に示される執行役に対する報酬等は、上記７名の執行役に係る基本報酬、業績連動報酬、及び「その他」から構成されます。
３．上記表中の額は取締役及び執行役の在任期間に関するものです。
４．執行役には、当事業年度の期間中に就任した者を含みます。
５．上記表の業績連動報酬の額において、年度賞与の額は、当事業年度に係るもの及び長期インセンティブプランについては、2016年４月から2019年３月までの３事業年度に係るものです。その支払いは、2019年４月から始まる事業年度中になされます。
６．執行役についての「その他」は、６名の執行役に対するストックオプション費用 79百万円を含みます。当該ストックオプションは、日本の任用条件の下、2007年の役員退職慰労金制度の廃止に伴い退職給付制度の一環として導入された株式報酬型ストックオプションです。
７．「その他」には、年金拠出金、医療・健康保険、及び社宅に係る費用等を含みます。

②　子会社により支払われる執行役の報酬等の額

区　　分	員数（人）	報酬等の額（百万円）			
		基本報酬	業績連動報酬		その他
			年度賞与	長期インセンティブ報酬	
執行役	5	214	43	104	31

（注）１．上記表は、クレメンス・ミラー、トニー・フラッジリー、ヨヘン・セトルマイヤー、フィル・ウィルキンソン及びシャーリー・アンダーソンに対する執行役としての報酬等の額に関するものです。
２．上記表の業績連動報酬の額は、当事業年度に係る年度賞与及び2016年４月から2019年３月までの３事業年度に係る長期インセンティブプランによるものです。その支払いは、2019年４月から始まる事業年度中になされます。
３．「その他」には、年金拠出金、医療・健康保険、及び自動車に係る費用を含みます。
４．英ポンド建て及びユーロ建ての支払いについては、それぞれ当事業年度の平均為替レートである１ポンド当たり146円、１ユーロ当たり129.2円で円換算しています。

（3）社外役員に関する事項

ア　重要な兼職先（他の法人等の業務執行取締役、執行役等、又は社外役員等の兼務）

氏　　名	重要な兼職先
ギュンター・ツォーン	Z-ANSHIN株式会社　代表取締役社長
山　﨑　敏　邦	株式会社龍ヶ崎カントリー倶楽部　代表取締役社長
木　本　泰　行	―
松　﨑　正　年	コニカミノルタ株式会社　取締役　取締役会議長 いちご株式会社　社外取締役 株式会社野村総合研究所　社外取締役
竹　井　　友二	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社　取締役COO兼投資部門長

(注) 竹井友二氏の兼職先は、当社の発行するA種種類株式の割当先であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合の業務執行組合員です。その他の社外取締役について、当社と上記の兼職先との間には、いずれも特別な関係はございません。

イ　当事業年度における社外取締役の主な活動状況

氏　　名	主な活動状況
ギュンター・ツォーン	当事業年度中に開催された取締役会11回の全てに、指名委員会５回の全てに、監査委員会11回の全てに、報酬委員会５回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
山　﨑　敏　邦	当事業年度中に開催された取締役会11回の全てに、指名委員会５回の全てに、監査委員会11回の全てに、報酬委員会５回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
木　本　泰　行	当事業年度中に開催された取締役会11回の全てに、指名委員会５回の全てに、監査委員会11回の全てに、報酬委員会５回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
松　﨑　正　年	当事業年度中に開催された取締役会11回の全てに、指名委員会５回の全てに、監査委員会11回のうち10回に、報酬委員会５回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
竹　井　友　二	当事業年度中に開催された取締役会11回の全てに出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。

ウ　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間において、各社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結しています。

6 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	138百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	138百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」は、これらの合計額を記載しています。
2．当社の重要な子会社は主にErnst&Youngの監査を受けています。

（3）会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

監査委員会は、執行役及び社内関係部署並びに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行いました。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会社法第340条第１項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、原則として、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

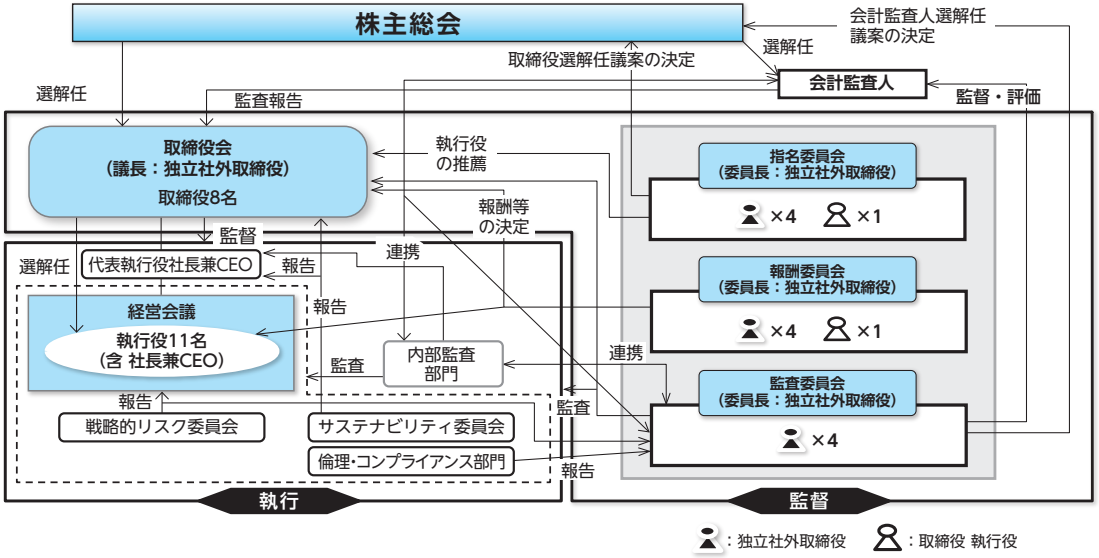
7 コーポレートガバナンスの状況

（1）方針

当社は、指名委員会等設置会社制度を採用しています。執行と監督の分離を促進し、独立社外取締役の役割を強化することにより、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスのレベルを向上させ、ひいては株主価値を向上させるべく、努めています。

当社は、「コーポレートガバナンス・コード」の諸原則の考え方を支持し、「NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）を制定しています。本ガイドラインは、当社グループが、持続可能な方法でその企業価値を中長期的に高め、ひいては株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の共同価値を高めていくための企業統治（コーポレートガバナンス）システムに関する基本的な考え方と枠組みを定めたものです。

（2）マネジメント体制



取締役会　：法令及び定款に定める事項のほか、株主総会の決議によりその決定を委任された事項及び当社の業務執行に関する特に重要な事項を決定又は承認し、取締役及び執行役の職務を監督します。

指名委員会：株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するとともに、社長兼CEOらの後継者計画を監督し、執行役候補者に係る推薦又は助言をします。

監査委員会：取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行います。

報酬委員会：取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。

経営会議　：当社グループの経営を指導するとともに、その実施状況を監視します。

（3）執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1．当社の執行役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員（以上を総称して、「当社グループの役職員」といいます。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- NSGグループ経営指針「Our Vision」に基づき、当社グループとしてコンプライアンスの徹底及び企業倫理の維持を図るとともに、企業の社会的責任を積極的に果たし、持続可能（サステナブル）な発展を目指します。
- NSGグループ経営指針「Our Vision」の下、法令・社内規則の遵守及び企業倫理に関する事項を定めた「NSGグループ倫理規範」を制定し、重要な社内規程（グループポリシー、規程、手順等）とともにこれらを当社グループの情報ネットワークを通じて当社グループの役職員へ継続的に周知し、教育活動を行います。
- 各法令・社内規則の所管部門は、内部監査部門とともにその所管する法令、規則等の遵守状況を確認し、監査委員会に報告します。
- 倫理・コンプライアンス所管部門（「倫理・コンプライアンス部門」）を設置し、当社グループ全体における倫理・コンプライアンス体制を構築・維持します。
- 倫理・コンプライアンス部門は、当社グループ全体について：
  ▶ 各地域の倫理・コンプライアンス担当部門との連携を通じて、厳格な基準によりコンプライアンスを推進するとともに、倫理・コンプライアンスに関連する事項の周知、啓蒙活動を行い、
  ▶ 必要に応じて内部監査を含む内部統制部門と協働して監査を行います。
- 倫理・コンプライアンス部門は、監査委員会に対しても報告責任を有するものとします。
- 業務執行における通常の指揮命令系統から独立した外部機関を窓口とする懸念事項に係る報告・相談ホットラインをグループレベルで設置することで、当社グループに係る倫理・コンプライアンス上の問題を迅速に発見し、当該問題に適切に対処できる体制を確保します。
- 倫理・コンプライアンス部門は、懸念事項に係る報告・相談ホットラインの整備の状況、運用及び報告・相談があった問題に関して、定期的に又は適宜、監査委員会に対して報告する責任を有します。
- 当該報告・相談については、法律の定める範囲内において匿名で行うことができるものとし、当該報告・相談を行った者に対して、人事上の処遇等に係るいかなる不利益も及ばないことを明示的に保証します。

2．当社グループに係る損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 企業活動上発生するリスクへの対処について定める社内規程を制定し、当社グループのリスクを全社的及び網羅的に把握し管理します。この全社的なリスク管理のプロセスを効果的に推進するため、経営会議の下に、代表執行役を長とする戦略的リスク委員会を設置し、主要リスクの特定、評価、対応の状況等をレビューし、経営会議及び監査委員会に対して報告を行います。
- 当社グループに係る倫理・コンプライアンス、環境、安全、災害、品質、情報セキュリティ、資金運用、原材料調達、研究開発、与信管理等に係る個別のリスクについての扱いを定める社内規程を制定し、それぞれの担当部署は、これに従い当該リスクを管理します。
- 重要な倫理・コンプライアンス事項については、倫理・コンプライアンス部門が法務部門及び内部監査部門を含む他の内部統制部門と協働して、関連する社内規程の整備を含め、当社グループのコンプライアンスに係るリスク管理を行います。
- グループレベルで、必要に応じて、リスク分散措置や保険付保等を管理、実施します。特にグループの保険付保については社内規程を整備し、これによりグローバルに適用される保険付保に取り組み、毎期これを更新することで、グループの重要なリスクの移転が確実に行われるように努めます。
- グループレベル又は地域レベルにおける重大事故に備え、対応するためのリスク管理に係る社内規程を整備します。
- 当社グループの財務報告及びその他の事項に関する適時適正な情報開示が適正に行われるための体制を確保します。

3．執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・　執行役の職務執行に係る文書、記録類その他の情報については法令、社内規程に従い適切に保存及び管理を行います。

4．当社グループの役職員の職務の執行が効率的かつ効果的に行われることを確保するための体制

・　取締役会の定める当社グループの中長期計画に基づき、年度目標をグループ内で明確化し、一貫した方針管理を行います。
・　取締役会は、法令の定める範囲内で、業務執行の意思決定を執行役に委任します。
・　執行役をメンバーとする経営会議を設営し、その審議により、取締役会において策定する当社グループの方針、目標等の下、執行役が効率的かつ効果的に当社グループのビジネスに関する事項について迅速果断な意思決定をできるよう支援します。
・　取締役会による決議、及び職務・業務分掌、権限に関する社内規程に従い、執行役その他の当社グループの役職員の当社グループにおける担当業務、職務権限を明確にします。
・　経営会議に関する社内規程など各種会議体等に係る規程を定め、その審議基準、プロセスに従い、当社グループのビジネスに関する事項について意思決定を行います。
・　IT技術を活用して、業務の効率性向上のためのシステム構築を推進します。

5．当社グループにおける報告体制

・　グループレベルで、事業部門及びファンクションごとに、報告体制を構築します。
・　子会社の管理に係る社内規程を制定し、重要な子会社については、当該子会社ごとに、内部監査、経理、財務、税務、人事、労務、年金、安全衛生、法務、倫理・コンプライアンス及び環境等に係る事項並びにそれらに関するリスク状況に関する報告が、当社に対して定期的に行われることを確実にします。
・　グループベースで内部監査を実施します。

6．監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・　監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担うものとして、本内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき、
　▶　執行役により当社グループの内部統制システムが適切に構築、整備、運用されているかどうか、
　▶　さらには当該基本方針自体に問題がないかどうか、
　という側面から、取締役及び執行役の職務執行について監査を行います。
・　このような監査を実効的なものにするため、
　▶　監査委員会は、経営会議その他業務執行に係る重要会議へ監査委員を出席させることができます。また同委員会は、それらの会議体での議論に代る重要な意思決定過程が採られる場合、当該意思決定過程に関する情報にアクセスすることができます。
　▶　監査委員会は、必要に応じ、当社グループの事業部門、ファンクションを所管する執行役及びその他当社グループの役職員のうち重要な職位にある者から、その職務の執行の状況に関して、ヒアリングをします。
　▶　監査委員会は、各リスクを所管する部署より、主として当社グループの次に掲げる事項に係るリスクの状況について、定期的に報告を受けます。
　　●　内部監査、経理、財務、税務、人事、労務、年金、安全衛生、IR、法務、倫理・コンプライアンス及び環境等
　▶　監査委員会は、経営会議資料、稟議書等、重要書類を閲覧できます。
　▶　監査委員会は、担当執行役より、四半期決算・期末決算について、取締役会への報告、承認等の前に説明を受けます。

▶　監査委員会は内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持ち、必要な情報を収集します。
▶　監査委員は、本号冒頭に記載する監査委員会監査の目的に照らして、なお必要と判断する場合は、自ら、主要な国内外における当社グループの事業所の業務及び財産の現況を往査します。

7．当社グループの役職員が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

・　当社の取締役及び執行役は、次の場合、直ちにその事実を監査委員会に対し報告を行います。
▶　当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合
▶　当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられる場合
・　前号の定めにかかわらず、監査委員会は、その監査にあたって必要と判断する場合、当社グループの役職員に対して報告を求めることができます。
・　監査委員会に対して以上の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由とする人事上の処遇等に係るいかなる不利益も及ばないことを明示的に保証します。

8．監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

・　監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、必要とする員数のスタッフ（「監査委員会付スタッフ」）を配置します。
・　監査委員会付スタッフは、監査委員会又は監査委員の指示の下、
▶　自ら、又は関連部門と連携して、監査対象事項を調査、分析又は報告するとともに、
▶　必要に応じて、当社グループの主要な国内外事業所の業務及び財産の現況に関する監査委員会による往査を補佐します。

9．前号の取締役及び従業員の当社の執行役からの独立性に関する事項並びにこれらの取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

・　監査委員会付スタッフの人事に関する事項については、監査委員会に事前に報告され、その同意を必要とします。
・　監査委員会付スタッフの長は、当社グループの執行に関わる役職を兼務せず、監査委員会の指揮命令権のみに服します。

10．監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・　監査委員が、その職務の執行について、その費用の前払いの請求その他の会社法第404条第４項各号に掲げる請求を当社に対して行ったときは、当社が、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該請求を拒むことができないものとします。

（4） 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 当社グループの倫理・コンプライアンスに関する取り組み

・ 当社グループの倫理規範は、法令及びすべての主要な社内規程の遵守から、従業員が職場で期待される倫理的行動まで幅広くカバーし、当社グループで使用される19の言語すべてに翻訳され、イントラネットで共有されています。
・ 当社グループは、倫理・コンプライアンスホットラインをはじめとする懸念事項報告制度を整備しています。機密性が求められる当該ホットラインは適切な第三者機関によって運営され、いつでも、誰からでも、また匿名でも（法令で禁じられている場合を除きます）、報告を受け付けます。当該ホットラインは多言語に対応しています。
すべての報告は、社内規程に従い調査等の適切な対応がなされ、また、真摯に報告した個人に対する報復は、明示的に禁止されています。当期における報告件数は、74件でした。
・ グループチーフ倫理・コンプライアンスオフィサーの下、主要な各地域ごとに担当マネージャーを任命し、グループ全般に倫理・コンプライアンス文化を根付かせ、また地域ごとのリスクの適切な管理を図っています。
・ 当社グループでは、競争法遵守や贈収賄・汚職防止といった一定のハイリスク分野における事項について従業員にオンライン報告又は倫理・コンプライアンス部門の事前承認を求めています。
・ 当社グループは、贈収賄・汚職防止に関する一定のリスク基準を満たすエージェント、コンサルタント、合弁事業のパートナーといった第三者をモニターしています。
・ 当社グループは、競争法遵守や贈収賄・汚職防止に加えて、EU一般データ保護規則（GDPR）、ソーシャルメディア、詐欺及びインクルージョン＆ダイバーシティ等にもオンライントレーニングの範囲を広げました。
・ グループチーフ倫理・コンプライアンスオフィサーは、倫理・コンプライアンス概況報告を定期的に発行しています。当該概況報告は、11か国語に翻訳され、イントラネットで共有されています。
・ 倫理・コンプライアンス部門は、監査委員会に対し、定期的に実績やアクションプランの報告を行っています。

② 当社グループのリスク管理に関する取り組み

・ 「NSGグループリスク管理ポリシー」を制定し、毎期、グループとして管理すべき重大なリスクを識別・評価し、適切な対応ができているかを確認しています。
・ CEO以下の執行役等をメンバーとする戦略的リスク委員会が設立され、また執行役の中から最高リスク責任者（CRO）を選任しています。
戦略的リスク委員会は、全社的リスク管理に関するフレームワークを決定し、それに基づき、当社グループに重大な影響を及ぼし得ると評価されるハイレベルリスクと各部門において管理すべきリスクについて分別した上、その対応措置の現況についてのモニタリングを行い、不備のある場合は、対策を要請します。ハイレベルリスクについては、戦略的リスク委員会においてリスクオーナーを定めて、リスク情報の収集、対応策の進捗について管理しています。
CROは、戦略的リスク委員会の全ての会合を主宰し、また本委員会を代表し、当社グループの内部統制の基本システム及びリスクマネジメント体制の有効性等について経営会議及び監査委員会に対し、定期的に報告を行い、そのレ

ビューを受けています。

・　当社グループの各事業部門及び事業部門をサポートするファンクション部門は、それぞれ当該業務の遂行に付随するリスクの管理を実施し、戦略的リスク委員会に定期的に、若しくはその要請に応じて、報告しています。
・　内部監査部は、このような全社的リスクマネジメントの効率性に関し、独立した立場からアシュアランスを提供する役割を持ちます。
・　各事業部門及びファンクション部門単位において行われるリスク管理に加えて、グループを構成する各法人の観点から特に重要なリスクについて識別、管理することを目的に、「グループ関係会社管理ポリシー」を策定し、グループ会社ごとの重要なリスクを網羅的に把握、管理し、その結果については担当執行役から経営会議及び取締役会に定期的に報告しています。
・　「NSGグループ保険に関するポリシー」を制定し、自然災害による損失等のリスクを把握し、戦略的リスク委員会の監督の下、グローバル保険プログラムにより、毎期、包括的な保険付保をグループレベルで実施し、若しくは見直しています。
・　「NSGグループ事業継続管理ポリシー」及び「重大事故管理ガイドライン」に基づき、重大な事故や災害等の発生に備えて、各事業所に重大事故管理チームを組織し、事業所ごとに重大事故管理計画書を作成しています。
・　執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「NSGグループ記録保存に関するポリシー」及び「NSGグループISセキュリティポリシー」に基づいて実施しています。

③　当社グループの効率的かつ効果的な経営の確保に関する取り組み

・　取締役会の策定した方針及び目標を効率的かつ的確に実現するため、代表執行役社長の諮問機関として、経営会議を設置しています。経営会議は当期において11回開催されました。
・　2018年３月期に係る取締役会並びに指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の実効性について、その適確性及び独立性を担保する観点から取締役会議長をリーダーとする独立社外取締役の主導、監督の下、分析及び評価を行いました。いずれの会議体に関しても、その実効性に関する評価は、2017年３月期よりも向上し、またその運営も適切適確であると評価されました。一方、グループの戦略的方向性や堅固なリスクマネジメント体制の構築については、着実な進展は見られつつ、取締役会における一層の議論の深化を目指すべきことの必要性が指摘されました。これらを踏まえて、戦略的議題に関する議論、検証の機会をさらに深めること等を目的とするアクションプランを取締役会において採択し、その実施を進めています。当該プランの実施状況及び効果については定期的に検証されるとともに、その内容もまた、随時レビューされています。
・　監督と執行の分離を促進することで、取締役会の執行に対する監督としての役割、職責を強化するとともに、執行役に対し必要な権限委譲を行い、経営の透明化及び経営の迅速化を図っています。
・　代表執行役から各地域の事業部門長までの役割及び権限を明確にした規程を制定し、市場や環境等の変化に対応した業務執行の意思決定を適時適切に行える体制を運営しています。
・　効率的かつ効果的な職務執行に役立てるため、中長期計画及び年度計画といった経営計画に対する実績管理並びに設備投資など、職務執行における承認フローをシステム化しています。
・　事業部門及び事業部門をサポートするファンクション部門ごとに組織表を策定し、報告ラインを明確にして、報告体制を運用しています。

④　当社グループの監査の実効性確保に関する取り組み

・　内部監査部は、監査委員会の同意を得た年度監査計画に基づき、グループベースで内部監査を実施しています。監査の結果は、監査委員会、執行役及び会計監査人に報告しています。
・　監査委員会の職務を補助する専任の監査委員会付スタッフ３名を配置しており、監査委員会への報告及び情報提供を実施しています。
・　監査委員及び監査委員会付スタッフは、監査の実効性を高めるため、経営会議をはじめとする社内の重要会議に出席しています。また、監査上必要な重要書類等の閲覧権が確保されています。
・　監査委員会は執行役、内部監査部その他内部統制所管部門と定期的な会合を持ち、意見交換を実施しています。
・　監査委員会は会計監査人と定期及び都度の会合を持ち、緊密なコミュニケーションを実施しています。

以上のご報告において、百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しています。また、将来に関する事項は、当期末時点の状況に基づき記載しております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
非流動資産	**516,288**	**流動負債**	**192,978**
のれん	107,349	社債及び借入金	41,054
無形資産	53,790	デリバティブ金融負債	1,132
有形固定資産	241,506	仕入債務及びその他の債務	127,425
投資不動産	371	契約負債	3,780
持分法で会計処理される投資	18,294	未払法人所得税	3,084
退職給付に係る資産	27,557	引当金	13,880
契約資産	1,047	繰延収益	1,191
売上債権及びその他の債権	14,327	売却目的で保有する資産に直接関連する負債	1,432
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産	18,640		
デリバティブ金融資産	435	**非流動負債**	**436,385**
繰延税金資産	32,411	社債及び借入金	328,598
未収法人所得税	561	デリバティブ金融負債	724
		仕入債務及びその他の債務	481
流動資産	**245,581**	契約負債	590
棚卸資産	119,645	繰延税金負債	18,469
契約資産	1,645	未払法人所得税	2,408
売上債権及びその他の債権	63,994	退職給付に係る負債	66,177
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産	0	引当金	14,184
		繰延収益	4,754
デリバティブ金融資産	966	**負債合計**	**629,363**
現金及び現金同等物	52,406	(資本の部)	
未収法人所得税	1,721	**親会社の所有者に帰属する持分**	**123,760**
売却目的で保有する資産	5,204	資本金	116,588
		資本剰余金	160,953
		自己株式	△37
		新株予約権	545
		利益剰余金	△40,530
		利益剰余金(IFRS移行時の累積換算差額)	△68,048
		その他の包括利益累計額	△45,711
		非支配持分	**8,746**
		資本合計	**132,506**
資産合計	**761,869**	**負債及び資本合計**	**761,869**

連結損益計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**612,789**
売上原価		**△452,095**
売上総利益		**160,694**
その他の収益	1,130	
販売費	△55,582	
管理費	△63,999	
その他の費用	△5,388	△123,839
個別開示項目前営業利益		**36,855**
個別開示項目		△7,068
個別開示項目後営業利益		**29,787**
金融収益	2,131	
金融費用	△15,432	
持分法による投資利益	6,244	△7,057
税引前利益		**22,730**
法人所得税		△8,352
当期利益		**14,378**
（内訳）		
非支配持分に帰属する当期利益		1,091
親会社の所有者に帰属する当期利益		13,287

（ご参考）連結包括利益計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
当期利益	**14,378**
その他の包括利益	
純損益に振り替えられない項目	
確定給付制度の再測定	697
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する持分金融商品の公正価値の純変動	△157
純損益に振り替えられない項目合計	540
純損益に振り替えられる可能性のある項目	
在外営業活動体の換算差額	△18,054
その他の包括利益を通じて公正価値を測定するその他の金融資産の公正価値の純変動	36
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	△103
超インフレの調整	2,829
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	△15,292
その他の包括利益合計	**△14,752**
当期包括利益	**△374**
（内訳）	
非支配持分に帰属する当期包括利益	508
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	△882

連結持分変動計算書 (自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資　本　金	資本剰余金	自 己 株 式	新株予約権	利益剰余金	利益剰余金(IFRS移行時の累積換算差額)
2018年4月1日期首残高(修正再表示後)	116,546	166,661	△33	526	△51,350	△68,048
超 イ ン フ レ の 調 整					770	
2018年4月1日期首残高(調整後)	116,546	166,661	△33	526	△50,580	△68,048
当期包括利益：						
当　期　利　益					13,287	
そ の 他 の 包 括 利 益					2,432	
当 期 包 括 利 益 合 計	—	—	—	—	15,719	—
所有者との取引額：						
配　当　金					△5,669	
新 株 予 約 権 の 増 減	42	42		19		
自 己 株 式 の 取 得			△5,754			
自 己 株 式 の 消 却		△5,750	5,750			
非支配持分との資本取引						
所有者との取引額合計	42	△5,708	△4	19	△5,669	—
2019年3月31日期末残高	116,588	160,953	△37	545	△40,530	△68,048

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資 本 合 計
	在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の公正価値	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値	その他の包括利益累計額	親会社の所有者に帰属する持分合計		
2018年4月1日期首残高(修正再表示後)	△19,564	△6,256	△3,290	△29,110	135,192	8,523	143,715
超 イ ン フ レ の 調 整				—	770	598	1,368
2018年4月1日期首残高(調整後)	△19,564	△6,256	△3,290	△29,110	135,962	9,121	145,083
当期包括利益：							
当　期　利　益				—	13,287	1,091	14,378
そ の 他 の 包 括 利 益	△16,375	△121	△105	△16,601	△14,169	△583	△14,752
当 期 包 括 利 益 合 計	△16,375	△121	△105	△16,601	△882	508	△374
所有者との取引額：							
配　当　金				—	△5,669	△472	△6,141
新 株 予 約 権 の 増 減				—	103		103
自 己 株 式 の 取 得				—	△5,754		△5,754
自 己 株 式 の 消 却				—	—		—
非支配持分との資本取引				—	—	△411	△411
所有者との取引額合計	—	—	—	—	△11,320	△883	△12,203
2019年3月31日期末残高	△35,939	△6,377	△3,395	△45,711	123,760	8,746	132,506

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期利益	14,378
法人所得税	8,352
減価償却費及び償却費	27,910
減損損失	4,614
金融費用（純額）	13,301
持分法による投資利益	△6,244
引当金及び退職給付に係る負債の増減	△8,593
運転資本の増減	△5,025
その他	△4,259
営業活動による現金生成額	44,434
利息の支払額	△12,047
利息の受取額	2,019
法人所得税の支払額	△5,376
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,030
投資活動によるキャッシュ・フロー	
持分法適用会社からの配当金受取額	3,606
有形固定資産及び無形資産の取得による支出	△30,505
有形固定資産及び無形資産の売却による収入	480
その他	△1,724
投資活動によるキャッシュ・フロー	△28,143
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△6,128
社債償還及び借入金返済による支出	△107,973
社債発行及び借入による収入	108,907
自己株式の取得による支出	△5,754
その他	△410
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,358
現金及び現金同等物の増減額	△10,471
現金及び現金同等物の期首残高	62,799
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,558
超インフレの調整	1,522
現金及び現金同等物の期末残高	50,292

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**109,311**	**流動負債**	**76,474**
現金及び預金	8,538	買掛金	16,256
受取手形	1,349	1年内返済予定の長期借入金	37,509
売掛金	16,146	リース債務	5
商品及び製品	14,993	未払金	8,045
仕掛品	2,454	未払法人税等	251
原材料及び貯蔵品	6,801	未払費用	1,611
短期貸付金	53,154	預り金	9,822
その他	7,048	賞与引当金	1,435
貸倒引当金	△1,172	役員賞与引当金	142
固定資産	**554,796**	製品保証引当金	258
有形固定資産	**43,173**	事業構造改善引当金	707
建物	8,760	転進支援費用引当金	164
構築物	1,172	その他	269
機械及び装置	18,363	**固定負債**	**263,053**
車両運搬具	28	長期借入金	253,808
工具、器具及び備品	3,529	リース債務	10
土地	8,313	退職給付引当金	2,104
リース資産	15	修繕引当金	5,474
建設仮勘定	2,993	環境対策引当金	328
無形固定資産	**440**	資産除去債務	704
ソフトウエア	117	繰延税金負債	213
その他	323	その他	412
投資その他の資産	**511,183**	**負債合計**	**339,527**
投資有価証券	988	**(純資産の部)**	
関係会社株式	504,974	**株主資本**	**323,839**
長期貸付金	8	**資本金**	**116,588**
長期前払費用	3,737	**資本剰余金**	**159,159**
その他	1,488	資本準備金	44,910
貸倒引当金	△12	その他資本剰余金	114,249
		利益剰余金	**48,129**
		利益準備金	6,377
		その他利益剰余金	41,752
		固定資産圧縮積立金	1,373
		特別積立金	24,977
		繰越利益剰余金	15,402
		自己株式	**△37**
		評価・換算差額等	**196**
		繰延ヘッジ損益	196
		新株予約権	**545**
		純資産合計	**324,580**
資産合計	**664,107**	**負債純資産合計**	**664,107**

損益計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**111,882**
売上原価		**86,317**
売上総利益		**25,565**
販売費及び一般管理費		**24,116**
営業利益		**1,449**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	14,275	
その他	1,539	15,814
営業外費用		
支払利息	5,062	
その他	3,467	8,529
経常利益		**8,734**
特別利益		
固定資産売却益	80	
受取和解金	130	
投資有価証券売却益	7	
その他	22	239
特別損失		
固定資産売却損	19	
固定資産除却損	140	
事業構造改善費用	707	
その他	1	867
税引前当期純利益		**8,106**
法人税、住民税及び事業税	△563	
法人税等調整額	△167	△730
当期純利益		**8,836**

株主資本等変動計算書（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金
2018年4月1日期首残高	116,546	44,868	120,000	164,868	6,377	1,466	24,977	12,142
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				—		△93		93
剰余金の配当				—				△5,669
当期純利益				—				8,836
新株予約権の増減	42	42		42				
自己株式の取得				—				
自己株式の処分			△1	△1				
自己株式の消却			△5,750	△5,750				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	42	42	△5,751	△5,709	—	△93	—	3,260
2019年3月31日期末残高	116,588	44,910	114,249	159,159	6,377	1,373	24,977	15,402

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計						
2018年4月1日期首残高	44,962	△33	326,343	△181	△181	526	326,688
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—		—		—
剰余金の配当	△5,669		△5,669		—		△5,669
当期純利益	8,836		8,836		—		8,836
新株予約権の増減	—		84		—		84
自己株式の取得	—	△5,754	△5,754		—		△5,754
自己株式の処分	—	0	△1		—		△1
自己株式の消却	—	5,750	—		—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				377	377	19	396
事業年度中の変動額合計	3,167	△4	△2,504	377	377	19	△2,108
2019年3月31日期末残高	48,129	△37	323,839	196	196	545	324,580

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

２０１９年5月１３日

日本板硝子株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　功　樹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　藤　隆　之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	馬　野　隆一郎	㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、日本板硝子株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本板硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

２０１９年5月１３日

日本板硝子株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　功　樹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　藤　隆　之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	馬　野　隆一郎	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、日本板硝子株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第１５３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第１５３期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第４１６条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結貸借対照表、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０１９年５月２０日

日本板硝子株式会社　監査委員会

監査委員(委員長)	山　﨑　敏　邦　㊞
監査委員	ギュンター・ツォーン　㊞
監査委員	木　本　泰　行　㊞
監査委員	松　﨑　正　年　㊞

以　上

(注) 監査委員 山﨑敏邦氏、ギュンター・ツォーン氏、木本泰行氏、松﨑正年氏は会社法第２条第１５号及び第４００条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

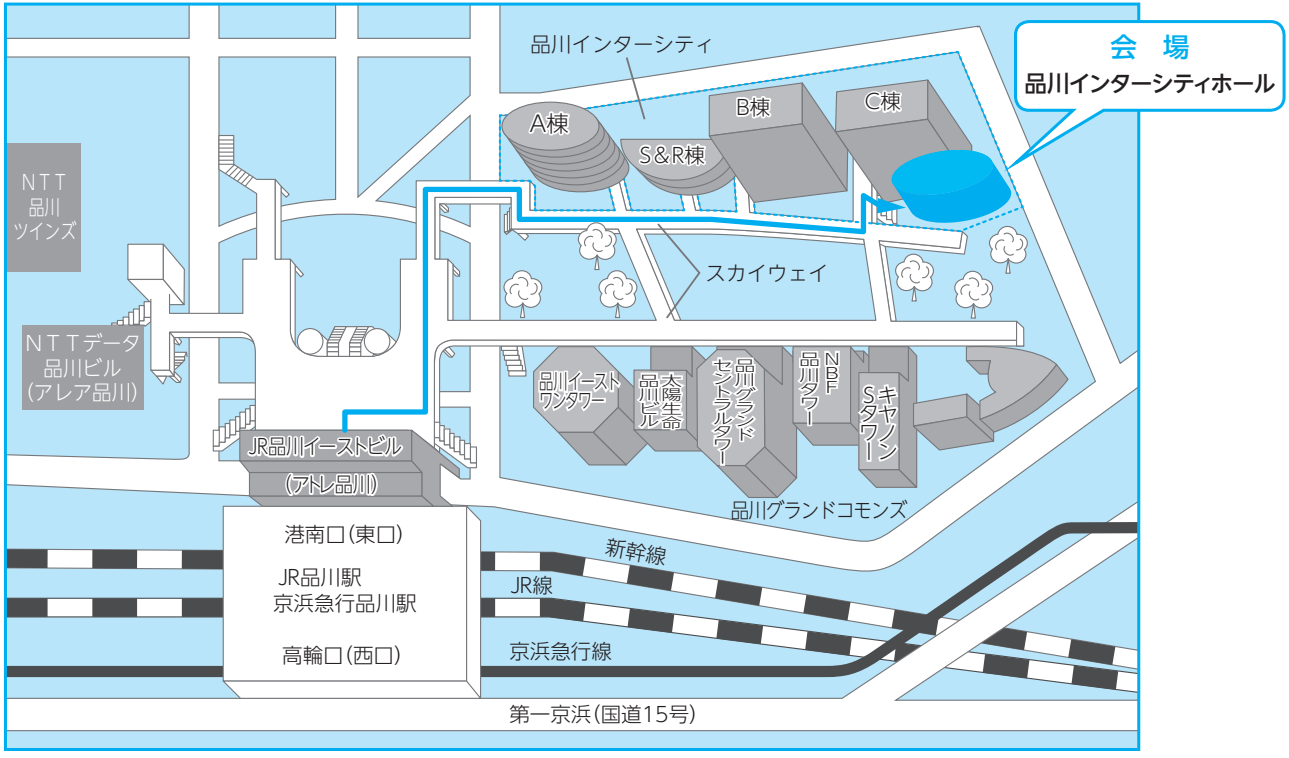
MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

開催日時
2019年6月27日(木曜日)午前10時
開場予定時刻　午前9時

開催場所
東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール



交通のご案内
JR品川駅港南口(東口)から徒歩約８分

本年より、株主総会にご出席の株主の皆様へのご来場記念品の配布はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

NSG GROUP

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

UD FONT

VEGETABLE OIL INK